

会 議 録

会 議 名	第2回小金井市市民協働のあり方等検討委員会
事 務 局	市民部コミュニティ文化課文化推進係
開 催 日 時	平成22年8月11日（水）午後6時30分～午後8時50分
開 催 場 所	前原暫定集会施設・B会議室
出 席 委 員	安藤雄太委員長 川合彰副委員長 白井亨委員 千葉恵委員 吉田孝委員 堀井廣子委員 玉山京子委員 今井啓一郎委員 飯野恭子委員 山路憲夫小委員長
欠 席 委 員	なし
事 務 局 員	1 小金井市 市民部長 川合修 コミュニティ文化課長 鈴木茂哉 コ ミュニティ文化課文化推進係長 山田耕太郎 コミュニテ ィ文化課主事 岩佐健一郎 2 小金井市社会福祉協議会 (1)小金井市市民協働支援センター 市民協働推進員 加藤進 市民協働推進員 佐藤宮子 (2)事務局次長 大木克之 (3)小金井ボランティア・市民活動センター 近江屋哉子
説 明 者	天野建司企画政策課長 小林大治行政経営担当課長 堤直規企画政策課主査
傍 聴 の 可 否	㊦・一部不可・不可
傍聴者数	3人
傍聴不可・一部不可 の場合は、その理由	
会 議 次 第	(1) 小金井市市民参加条例について (2) 小金井市長期総合計画 第4次基本構想・前期基本計画（案） について (3) 小金井市第3次行財政改革大綱について (4) 小金井市協働推進基本指針について (5) 市民協働に関する小金井市実態調査について (6) 平成21年度市民協働推進支援調査報告書について (7) 社会福祉法人小金井市社会福祉協議会小金井ボランティア・ 市民活動センター運営委員会による（仮称）小金井市市民協 働支援センターの機能等についての意見について (8) 平成21年度・平成22年度小金井市市民協働支援センター 準備室の活動等について (9) その他

会 議 結 果	別紙のとおり
発 言 内 容・ 発 言 者 名 (主 な 発 言 要 旨 等)	別紙のとおり
提 出 資 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 小金井市市民協働のあり方等検討委員会委員名簿</li> <li>(2) 小金井市市民参加条例（平成21年9月1日施行分含む）</li> <li>(3) 小金井市市民参加条例の手引（平成16年3月発行）</li> <li>(4) 小金井市市民参加条例概要 資料2</li> <li>(5) 第3次小金井市基本構想後期基本計画</li> <li>(6) 第3次小金井市基本構想後期基本計画概要版</li> <li>(7) A 調査票抜粋</li> <li>(8) 平成22年度小金井市市民協働支援センター準備室の活動等 （8月11日現在）</li> <li>(9) 平成22年度小金井市市民協働支援センター準備室の主な広 報活動関係資料 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 市報こがねい（4月1日号、5月1日号）抜粋</li> <li>イ ブログ（8月11日更新分）</li> <li>ウ ぼらんていあ こがねい（8月1日号）</li> <li>エ 社協のしおり（平成22年度版）</li> <li>オ 社協だより「福祉こがねい（8月1日号）」</li> </ul> </li> </ul>
その他	

## 会 議 結 果

- 1 小金井市市民参加条例について  
説明、質疑を終了した。
- 2 小金井市長期総合計画 第4次基本構想・前期基本計画（案）について  
説明、質疑を終了した。
- 3 小金井市第3次行財政改革大綱について  
説明、質疑を終了した。
- 4 小金井市協働推進基本指針について  
説明、質疑を終了した。
- 5 市民協働に関する小金井市実態調査について  
説明、質疑を終了し、別紙のとおりの内容で実施することと決定した。
- 6 平成21年度市民協働推進支援調査報告書について  
説明、質疑を終了した。
- 7 社会福祉法人小金井市社会福祉協議会小金井ボランティア・市民活動センター運営委員会による（仮称）小金井市市民協働支援センターの機能等についての意見について  
説明、質疑を終了した。
- 8 平成21年度・平成22年度小金井市市民協働支援センター準備室の活動等について  
説明、質疑を終了した。
- 9 その他

## 発 言 内 容

【安藤委員長】 それでは、定刻、ほんの少し前ではございますけれども、委員の皆様及び事務局のほう、皆さんおそろいになりましたので、少し早いですけれども始めさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

大変暑い中、またお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。今日は前回、第1回目のときに皆様のほうに大変膨大な資料をお渡ししたかと思いますが、その中身について、よく知らないな、わからないなという部分もございましたので、その中身について少し概略を理解した上で議論に入っていかなければならないということで、今日のメインは先般お配りいたしました資料について、各行政の担当のほうからご説明いただきながら、その部分について皆様との質疑応答ということをしていただきたいと思います。

後段のところでは、小委員会がこの間、何回か開催されていますので、各行政担当のところにヒアリングをするということで、先般の委員会で決めていただきましたので、そのことに基づいたところでの議論とご報告ということになるかと思います。

それでは、早速始めていきたいと思いますが、まず最初に、事務局のほうから、資料の確認をしていただけますか。

【鈴木課長】 それでは最初に、本日配付させていただいております資料の確認をさせていただきますと思います。次第の大きな4番目、提出資料というのがございますが、そちらの一覧をごらんいただきたいと思います。

まず(1)小金井市市民協働のあり方等検討委員会の委員名簿でございます。前回の委員会で委員長等の役職が決まりましたので、改めて提出させていただいたものでございます。

(2)小金井市市民参加条例(平成21年9月1日施行分含む)でございます。市民参加条例につきましても前回提出しておりますが、これにつきましては、平成21年度の例規集から抜粋したものでございましたが、今回、平成22年度版が新たにでき上がりました関係で、平成21年9月1日施行分、第6章、市民投票に係る部分、第16条から第23条、こちらのほうが新たに追加されまして、これに伴いまして、「第7章 市民と市との日常的な協働」以降の条文がそれぞれ7条ずつ繰り下がっているものを今回お配りさせていただきました。市民参加条例の最新版ということでご理解いただければと思います。

次に(3)の小金井市市民参加条例の手引(平成16年3月発行)のものでございます。条例施行時に条例の趣旨をご理解いただくために発行された手引書でございます。当然のことながら、平成21年9月施行分につきましては記載がございませんので、この点につきましてご了承いただきたいと思っております。

(4)平成22年度小金井市市民協働支援センター準備室の活動等(8月11日現在)、本日現在の準備室の活動等の状況についてでございます。

(5)準備室の主な広報活動関係資料でございます。こちらにつきましては、アからオまで5点出てございます。最初に、「市報こがねい」からの抜粋、次に準備室のホームページからブログの抜粋ですね。それと、「ぼらんていあ こがねい」の8月1日号、そして「社協のしおり(平成22年度版)」でございます。そして社協だより「福祉こがねい(8月1日号)」というものがついているかと思っております。

以上が次第に載っております資料になりまして、そのほかに、この次第に載っている

もの以外に第1回の会議録がございます。こちらにつきましては、小委員会分を含んだもので、一緒についてございます。この会議録のほかに、第3次小金井市基本構想・後期基本計画の冊子、グリーンの冊子でございます。それとその概要版及び市民参加条例概要というものがございます。

今回お配りさせていただいた資料は以上になりますが、何か足りない資料等ございませんでしょうか。

【吉田委員】 その前にちょっとお伺いしますが、資料3で、前回、小金井市市民参加条例について、条例第27号、平成15年6月26日号、同じものじゃないですか、これ。どこが違うんですか。

【鈴木課長】 これはちょっと違うんです。若干違うんです。

【吉田委員】 第7章から10章まで全部出てますよね、前回もらったものも。

【鈴木課長】 この条文が、ちょっとずれてる。

【吉田委員】 7、8、9、10は出てますよね。

【鈴木課長】 はい。

【吉田委員】 7、8、9、10は雑則まで一緒ですよ。

【鈴木課長】 例えば、第18条が25条に変わってたりとかということがあるんですけど。

【吉田委員】 章は全部同じですよ。

【鈴木課長】 中身はほとんど変わらないんですけども、この条文が、第6章が入ったことによってずれているんですよ。

【吉田委員】 第6章は市民投票でしょう。第7から10の雑則まではね、全部ここに出てますけれども、若干違うんでしょうか。

【鈴木課長】 おおむね中身は一緒でございます。

【吉田委員】 そうなんですか。

【鈴木課長】 今回、最新版ができ上がってまいりましたので、今回皆様にお配りをしたということです。

【安藤委員長】 改正しているのです、それで条文がずれるというのはよくあることです。

【吉田委員】 その1、その2とか書いてもらわないとわからないですよ。

【安藤委員長】 前のやつは、できれば廃棄していくようにして、新しいやつを加えるというふうにすると混乱ないと思います。

【吉田委員】 はい。

【鈴木課長】 例えば、前回、第7章、市民と市との日常的な協働、第17条という目次のところにありますよね、前回の目次のところをごらんいただくと。第17条が、今回お配りさせていただいた資料のほうには第24条というふうに7条繰り下がっているんです。そういったところでございます。

【吉田委員】 資料がたくさんあって、読んでて、これとこれ、整合性を見つけちゃうんですよ。じゃ、今まで覚えていたのは何かなと思っちゃいますので、ささいなことですが。

【事務局】 例規類集のつくりの問題なんですけれども、吉田委員さんがおっしゃったように、確かに一見同じように見えるんです。ところが、点線が引かれています。前は臨時的に引いてあるだけだったんです。ところがそれが確定版になりますから、きち

つと点線もなしに、平成21年9月1日付で施行された分を含めて最終版を載せると、こういうことです。

【吉田委員】 わかりました。

【鈴木課長】 市民参加条例につきましては、そのような理由で今回新たに出させていただきますということでございます。

なお、今回、皆様にお配りしております会議録なんですが、会議録につきましては、今回第1回の確定版ということございまして、今後におきましても、委員の皆様にご確認をいただいた後に、こちらのほうで修正をかけまして、市のホームページ等に公開させていただくという流れになりますので、次回以降につきましてもよろしくお願いたします。

以上でございます。

【安藤委員長】 ありがとうございます。会議録につきましては、既に皆様のほうから訂正のご意見をいただいたようでございますので、それを踏まえて訂正して、今日皆様のお手元に行っているということです。これでホームページ等々に公開になるというふうになりますので、ご理解いただきたいと思ます。

それでは、早速、今日の内容のほうに入っていきたいと思ます。前回、第1回目のときにたくさん資料をいただきました行政施策の幾つかの資料について、今日はこれから私どもが協働のあり方を進める上で関連するであろう箇所を含め、検討するための重要な資料として理解していかなければいけないと思ますので、今日はそれぞれ3つのセクションのお立場の方がおいでいただいております。今日は天野企画政策課長さんと堤企画政策課主査さんと小林行政経営担当課長さんと3人おいでいただいておりますので、3人からそれぞれご報告、ご説明いただけるということでありますので、よろしくお願したいと思ます。

時間的には、この政策は重要でございますので、1時間ぐらいをかけたと思ます。それぞれご説明いただいた後に皆様のほうからご質問というやりとりをさせていただきたいと思ますので、この辺のところはどうしても聞いておきたい、確認しておきたいという部分につきましては、どうぞメモをとりながらお聞きいただければと思ますので、よろしくご理解いただければと思ます。

それでは、早速入っていきたいと思ます。まず最初は、天野課長さんのほうからなるんでしょうか。説明をお願いいたします。

【天野課長】 こんにちは。企画政策課長の天野です。よろしくお願いたします。本日は、貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。先日、私どもの市民参加推進会議のほうにも、鈴木課長、加藤市民協働推進員の出席をいただき、市民協働の現状についてということでご説明をいただきました。この場をお借りしましてお礼を申し上げます。

【安藤委員長】 お座りになって説明してください。どうぞ。

【天野課長】 途中で座りますので。大丈夫です。

市民参加推進会議も、このあり方等検討委員会も、市民参加による委員会であります。また、参加と協働は切り離せない関係にあり、お互いの役割を尊重し、意見交換等が行われればと考えておりますので、今後ともよろしくお願いたします。本委員会は本日で2回目ということで、ややかたい雰囲気がございます。1杯やりますと円滑な議事運営等ができます。長計審での経験でございます。

それでは初めに、企画政策課の職員をご紹介しますと思います。小林行政経営担当課長。

【小林課長】 よろしくお願ひいたします。

【天野課長】 続きまして、堤企画政策課主査。

【堤主査】 よろしくお願ひします。

【天野課長】 以上のメンバーでございます。それでは、失礼して座らせていただきます。

それでは、私のほうから、初めに、小金井市市民参加条例につきましてご説明していきたいと思ひます。最初に、市民参加条例の制定過程ということでご説明したいと思ひます。

この市民参加条例につきましては、公募市民3人を含む10人の委員の市民参加条例策定委員会で、平成13年8月7日、第1回目を開きました。そこで、市民参加条例につきまして、白紙で条例案を検討してほしいということで諮問を行いまして、策定委員会による条例案のパブリックコメント、シンポジウム、各種委員会等や市職員へのアンケートを実施、委員会の開催は全部で12回、起草委員会を4回開催するというところで、最終的な答申は平成14年10月23日にいただきました。

その後、庁内の検討委員会で条例案を検討いたしまして、平成15年第1回定例会に提案いたしまして、可決は第2回定例会、平成15年6月26日で、平成16年4月1日施行でございます。

それでは、条例の概要につきまして、まずお手元の資料2を見ていただきたいと思ひますが、資料2、ありますでしょうか。タイトルは「小金井市市民参加条例概要」、右上に「資料2」と書いてある資料でございます。たくさん資料があつて……。今日の資料です。

まず、条例の全体像ですが、この条例は前文と本文31条、付則が4項ございます。章立てがされておりました、1章の総則が1条から5条、それから2章につきましては6条、7条、それから3章が8条から13条まで、それから4章、5章、7章、8章につきましては、1章につき1条ずつになっております。それから6章の市民投票につきましては8条ありまして、平成21年3月の第2回市議会臨時会で、議員案第16号 小金井市市民参加条例の一部を改正する条例が可決され、9月1日から同条例の手續を定めた規則が施行されたことにより、小金井市の常設型の市民投票制度がスタートしたことになります。これまで市民参加条例に規定されていた市民投票制度は、個別のテーマごとにその都度条例を制定して実施するもの、いわゆる個別型を想定していましたが、今回の制度改正により、投票の手續があらかじめ定められ、改めて条例をつくらなくても市民投票が実施できるようになりました。いわゆる常設型です。

市民投票制度は、市政への市民参加の1つの形態として、直接、市民の意思を表明する仕組みを制度化したものであります。ちなみに、資料の4ページをごらんいただきたいと思ひますけれども、こちらのほうに「小金井市市民投票制度の概要」というのを添付いたしましたので、詳しくは後ほどこちらをごらんになっていただきたいと思ひます。

資料、戻っていただいて、9章の市民参加推進会議の規定が19条から23条まで、それから10章の委任規定が24条になっております。それから資料の右端につきましては、この条例の細かい部分につきましての施行規則がありますので、条例と施行規則

の関係につきましては、一番右端を見ていただきたいと思います。

続きまして、本日お配りしました市民参加条例の手引をごらんいただきたいと思います。この青いやつです。よろしいですか。

こちらにつきましては、市民参加条例が施行されました平成16年に作成したもので、平成21年3月改正の市民投票制度につきましては反映されていないものでございます。しかしながら、本日、参考にとということでお持ちいたしました。また、後ろの資料として掲載されています条例施行規則につきましても、パブリックコメントについての改正がされていますので、条例及び規則につきましては、改正前ということでご承知おきをお願いいたします。決して在庫処分ということではございませんので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、青いほうの手引の1ページをお開きいただきたいと思います。1ページにつきましては前文ということで、条例の趣旨につきまして規定している部分でございます。

それから3ページをお開きください。これが第1条になります。目的を定めておりまして、多様な市民の意思を市政にいかし、市民本位の市政運営を円滑に進めるため、市民の市政への参加及び協働について定めるというものでございます。

それから4ページをお開きください。第2条でございます。定義が載っております。1号から4号まで載っております。1号に市民参加、2号に協働の定義がございます。市民参加につきましては、政策立案、実施、評価に広く市民の意見を反映し、市民と市との協働によるまちづくりを推進することを目的として、市民が市政に参加することと市民参加を定義しております。

市民協働につきましては、市民から外国籍を有する方まで、広くそれぞれの役割と責任に基づき、対等の立場で連携協力してまちづくりに取り組むということでございます。

3号の附属機関等というところを見ていただきたいと思います。その規定ですと、地方自治法の138条の4第3項の規定によりまして、法律もしくは条例の定めるところにより設置される附属機関又は市長の定める他の審査、諮問、調査等のために設置する機関をいうということで、法律あるいは条例に定められている附属機関はこの機関に当たります。法律、条例以外の根拠によって設置されているものが多数ございます。それらは附属機関等の「等」の部分に当たるということでございます。また、附属機関等のほかに「審議会等」という言い方もございますが、どちらも同じ意味としてとらえていただければ結構でございます。

第4号は市民の提言制度、いわゆるパブリックコメントについてであります。

それでは6ページをお開きください。第3条、基本理念が書かれてございます。第1項で参加と協働の前提条件としての情報共有、情報公開について書いてございます。

第2項では参加と協働に当たっては、すべての人の意見が平等に扱われ、積極的に発言しない市民のみならず、未成年者、市内に通勤・通学する者、市内の法人その他の団体、または外国人の方の意向にも配慮、意見の尊重、互いの信頼関係を築かなければならないということが記載されてございます。

それから7ページ、8ページのところに4条、5条、ここで市の責務、あるいは市民の責務という規定がございます。

それから9ページ、10ページをご覧いただきたいと思います。これは第2章の関係でございます。当然、市民と協働するという意味では、市政情報の公開が大事ですの



で、第6条では、市の会議は、原則として公開するということになります。それから7条のほうで、会議録については公開するという規定が載っています。

それから11ページ、第3章、附属機関等についての規定が8条から13条まであります。

特に、12ページの9条を見ていただきます。第1項では、附属機関等には、原則として公募による委員を置かなければならないとされています。それから第3項で、公募委員の比率は、原則として30%以上とする。4項で、委員の構成は、男女それぞれ偏りがないように配慮しなければならないという規定になっています。こちらのあり方等検討委員会も、この規定により、10人の委員のうち3人の方が公募委員という形になっているかと思います。女性委員に関しましては、名簿を見ますと、団体推薦の方も含め、委員会として男女に配慮された構成になっているところだと思います。ちなみに、平成22年4月1日現在、市民参加条例対象審議会等の女性委員数の割合は、約30%になっています。今後さらなる女性委員の増加に取り組んでいくことが課題ということになります。

13ページをごらんいただきたいと思います。第10条、公募委員の選任等は、公正な選任等、選考にて考慮することとして、公募委員の男女比、それから年齢のバランス、居住地域に偏りのないことについて解説されているところだと思います。現在、大きな課題として受けとめているのが、若者の市民参加という課題であります。私どもがやっている市民参加推進会議は、提言として、市民参加を通して学び育つ青年、青年の市民参加の可能性、小金井市の特性として、市内に多くの大学があり、その強みを生かし、大学との連携を有効に生かされるべきとの提言を行い、基本計画にも一部そういったものが取り入れられたところだと思います。

14ページをごらんいただきたいと思います。第11条は委員の選任等で、選任等の結果の公表についてであります。

それから15ページ、第12条を見ていただきたいと思いますが、こちらはやはり市民参加ということで、なるべく多くの市民の方に附属機関等の委員になっていただきたいということで、兼任の関係でございます。1項では2つまでが兼任できるということになっていまして、それから臨時的なものについてはもう一つ兼ねることができる。それから委員の任期につきましては、長くても原則として3期までとなります。ただ、委員の中には専門的なものもございますので、その場合については、3期を超えても委員になれるという規定でございます。

それから16ページ、13条は、附属機関等から答申があったときには、その答申を尊重するという規定になります。公募委員の応募につきましては、定員の3倍ということをおも目標に行っています。それから、委員の構成につきましては、男女比、年齢構成、居住地域に配慮して選任等を行うということですが、なかなか募集倍率については低い委員会もございます。しかしながら、昨今の事例で申し上げますと、新庁舎建設基本構想策定市民検討委員会の場合ですと、19人募集のところ249人の応募で、約13倍ということでありました。ちなみに、年齢構成ですが、公募委員は平均約65歳、70代の方が10人、それから60代が5人、50代が3人、40代が1人という状況であります。居住地域については、選考基準で各町の人口割合で定員を定められましたから均衡は取れています。しかしながら、若者の参加が少ないという状況がございます。シルバーパワーというものもあるんですけども、若者の参加も重要であ

るということでございます。この結果につきましては、市民の関心が比較的高いテーマ、それから選考方法を抽選にしたということも関連があるかもしれません。

それから、17ページからにつきましては、1章1条立てになってございまして、14条が17ページ、それから18ページが15条、こちらが市民の提言制度ということで、パブリックコメントにつきましてはの規定でございます。

パブリックコメントにつきましては、重要な計画や条例策定において、市民の意見をいただき、そのことについて答えていくという手法であり、基本的な市民参加の手法となります。パブリックコメントについて、いかに市民に周知を行い、多くの意見をいただけるかの努力が必要になってきますが、その制度の特色として、どうしても、一定、案としてできたものをパブリックコメントにかけるということになりますので、それまで審議会等やアンケート、場合によっては市民懇談会、市民フォーラムと、さまざまな市民参加の手続を踏んできたものに意見を求めても、その反映はどうしても、根幹的なものに対しては消極的にならざるを得ないものになる傾向が制度の特色としてあると思います。

したがって、策定過程において、どのような市民参加の手法を取り入れていくことがよいのか、さまざまな手法、それぞれの特徴、特色を踏まえ、市民参加を促進していくことが課題と考えているところでございます。一口に市民参加と言いましても、審議会等への参加やアンケート、市民協議会、市民フォーラム、ワークショップ、パブリックコメントなど、さまざまな手法がありますが、それぞれの特徴があります。その課題や、どのような市民参加のあり方がよいのかは、現在さまざまな自治体が抱えている問題でもあります。ちなみに、市民参加推進会議で次回以降、パブリックコメント等の市民参加の手法、あり方を改めて議論したいと考えているところでございます。

19ページは16条ということなのですが、市民投票について規定していますが、先ほどからご説明しているとおおり、改正がございましたので、17条から23条まで、7条、市民投票関係で追加されています。したがって、21ページ、第7章17条以降、7条を足していただいて、17条は24条、18条は25条、19条は26条というように足していただければ、現在の条文になるということでございます。

第7章、現在でいうところの第24条、青い本だと第17条になっているんですけども、第24条、市民と市との日常的な協働ということで、市民及び市は、市民と市との日常的な協働を円滑に進めるため、次に掲げる事項に留意しなければならないとし、日常的な協働を円滑に進める上での留意事項をここで定めてございます。

1つは、市民の有する豊富な経験と各分野における市民の専門的な知識、議論が市政に役立つように手だてを講ずること。多摩地域、小金井市におきましては、専門的な知識を持った方が多数いらっしゃいます。また、団塊の世代と言われる方などが地域への回帰ということもあり、今がチャンスという見方もございます。また、小金井市の場合、大学も数多く、言ってみれば、たくさんの財産が小金井市にはあると言われていたところでございます。そのような財産を活用していく、生かしていく手だてを講ずることをここでは述べていると私は思います。

2つ目に、市民とし相互間の情報の積極的交換。参加と協働の前提となりますのは、やはり情報公開、情報共有についてであります。

3つ目に市民間の意見交換による異なった意見の調整という記載がございまして、地域力を高めるためには、市民力と職員力を高めていかなければならないと一般的に言わ

れているんですけれども、職員のコーディネート力だとか、調整能力が今後問われていくのかと感ずるところでございます。

それから1ページめくっていただいて、第25条、青い本でいくと18条です。活動拠点の設置ということで、市は日常的な協働のための拠点を設置するよう努めなければならない。第1項で、市はその設置に努めなければならない。2項で、活動拠点の整備に当たっては、内容についても市民及び市民活動団体の間で協議・検討を進め、市民が使いやすいものにする必要があります。

このように、市民参加条例におきましては、日常的な協働のための拠点を設置するよう努めなければならないという規定がございまして、なおかつ、現在策定中の第4次総合計画におきましても、参加と協働を重要な政策として掲げ、市民協働支援センターを整備することをうたっているところでもあります。しかしながら、市の公共施設の課題としては、まずはごみ処理施設の建設という最重要課題、それから新市庁舎問題の解決という根本的な公共施設の配置やあり方について、現在、検討中であります。また、施設の老朽化及び耐震化の課題として、福祉会館をはじめとする多くの課題もございまして、大きな財源を伴う施設の方向性をまず示し、同時にスポット的課題に対応しつつ、新庁舎との関係や東小金井区画整理事業などの公社から取得するまちづくり事業用地、それから民間施設の活用、福祉会館の耐震診断後の計画等を総合的に市全体の施設のあり方、それから起債や交付金等の財源のことを含め、今後計画的に検討していかなければならないということになります。

それから23ページからは、市民参加推進会議の設置の規定、あるいは役割、あるいは委員の構成、任期につきましては19条から23条までで定めがございまして。

それから42ページからは会議の公開になりますので、傍聴要領が定めてございまして。

それから45ページからは、公募委員を30%以上置くということですが、その選考に当たりましての選考基準を定めており、そのモデル基準となっております。公募委員を選考する場合につきましては、モデル基準に従いまして、それぞれの課で選考基準をつくり、その説明が45ページから最後の51ページまで書かれているところがございます。

最後に、第4次基本構想・前期基本計画策定にご尽力をいただいた長期計画審議会から、提言をここで一部ご紹介いたしたいと思っております。長期総合計画の策定過程における参加と協働の一層の推進ということで、長計審の公募委員の増員、それから市民意向調査の施策体系との連動、審議会による市民との直接対話する機会の増加等、第4次長期総合計画の策定では、これまで以上に参加と協働が進展し、その際、すべての市民に対する参加や意見等の募集の実施や、無作為抽出による参加の募集などの新たな試みも行いました。

一方で、改善はしているものの、市民の構成比に対して、青年や女性の策定過程への参加率は依然低く、介護が必要な人や障がいのある人、NPOや市民団体などから公平性を確保しつつ個別に直接対話を実施すること等は、長期総合計画に多様な意見を取り入れる上で、今後の大きな検討課題の一つです。

第4次基本構想・後期基本計画の策定においては、無作為抽出のさらなる活用及び手話通訳の実施、4つの柱や重点プロジェクトに対応した分科会や個別ヒアリングの実施等を検討し、直接対話を行う機会の増加等を通じて、多様な意見をより一層取り入れることに努めていただきたい、このような提言をいただいたところでありますので、ご紹介

介いたしました。

雑駁でございますが、市民参加条例の概略ということで説明を終わりたいと思います。

**【安藤委員長】** ありがとうございます。大変膨大なものを逐次細かく、改正を含めての部分もいただきましたので、これで少し時間をとらせていただいて、今のご報告に対する質疑応答ということで入らせていただきたいと思います。どうぞ、委員の皆様方、どこからでも結構ですので、課長さんのほうにご質問等々をしていただければと思います。どうぞ。いかがですか。あまりにも膨大過ぎて、どこから質問するかというのがあるかもしれませんね。

どうぞ質問項目を考えておいてください。私も幾つかお聞かせいただければと思います。

基本的には、この部分については参加条例ということになりますね。参加条例ですので、参加はちょっとまた後で聞くんですが、1つはこの中に協働を持ち込んでいますね。先ほどご説明の中で、参加と協働は違うとしながらも、いわゆる協働を持ち込んできているという、この協働の概念が、実は定義の第2条のところに入っているだけで、まずここは協働というのは対等の立場に基づいてという、この部分しかなくて、どれを協働というのかというのが実は具体的に示されていないという、この部分があるかと。これは何かの部分で補足説明資料か何かで確定したのものがあるのかないのかというのが1点、聞きたい。いわゆる協働の範囲をどうとらえているかという部分。

それからもう一つ、それに関連してですが、協働していくときに、1つは市民側からの、協働ですから、対等の立場ですから、行政側から提案するという部分もあると思いますし、市民側から提案する、一緒にやりたいと提案するという、この辺の手續論が全く触れていないという問題があるんですが、これはどのようになっているのか。先ほど、パブリックコメントは行政の一方通行なんですという言い方をされたんですが……。極論を言っておりますが、いわゆる行政側が出したのものについて、市民がこたえるというだけです。

**【天野課長】** そういう制度ですから。

**【安藤委員長】** これは提言ですから、これは共同提案という形で普通いくんですが、その部分が出てないのが、どういう形で考えられているか、その辺のところをお聞かせいただけるといいなと思いますので。

**【天野課長】** 協働に関してですけれども、当時の制定過程のときのことは、ちょっと私も勉強不足でわからないところはあるんですけれども、市民参加条例という中でも協働に関する記載というのは、やはり限界があったのかという部分はあるかと思います。したがって、最近、小金井市のほうでも協働指針をつくって、それからこのあり方検討委員会ということがありますので、小金井市にとって協働というのは、今もやっているんですけれども、今後さらに大きなテーマとしてなってくるというふうに理解しています。第4次基本構想でも参加と協働ということをやっていますので、小金井市の参加と協働、これからさらに発展していきたいと考えてございます。

それから、手續論ということも今言ったような話の中で、一定のご理解をいただきたいと思います。

**【安藤委員長】** ないのかどうか……。

**【天野課長】** ないということなのかもしれないですけれども、今回、私、企画政策課に去年異動してきて、長期計画審議会ということで1年間以上、おつき合いをして、

第4次基本構想・基本計画（案）を策定してきたんですけれども、その中で長計審の方々  
に頑張っていたというのがあります。それから、私ども事務局も少しながらお手  
伝いして、一緒につくっていったという自負というか、気持ちもございますので、制度  
としてはないのかもしれませんが、共同提案であったというぐらいの気持ちはございま  
す。

【安藤委員長】 あともう一点、そういう意味では、協働というのが法令等、条例を  
含め、施行規則を含めて必ずしも十分ではないし、逆に言うと、この場がそういうこ  
とを与えられているぐらいで、そういうことで補強していく議論が必要かというのが1  
点あるんですが、もう一つ、ここで私は非常に重要だと思っているのは、新しいところ  
でいくと、26条ですか、いわゆる市民参加推進会議なんですけど、要は参加なり協働な  
りというふうにしていったときに、最終的に公開の場だと言うと変な言い方ですが、議  
論する場というのはこれしか、これが重要な役割を果たすという印象がすごくあるん  
だと思うんですね。

この中で、例えば、議論をされている中のテーマとして、いわゆる協働、参加はどう  
いう状況であったかとか、先ほど男女比は30%になっていますとかいう、そういうこ  
とって大事なんですが、そういう意味で、庁内に置かれているさまざまな、ここでいう  
ところの附属機関等ですが、その中で、いわゆる公募市民がどのくらい参加している  
のか、していない理由は何があるかということも含めて、そういったことが全部、こ  
の推進会議のところでご報告いただいているのかどうか。それが、逆に言うと、そのこ  
とを含めて市長に提案、なぜだめなのか、なぜいいのかということも含めて、きちんと  
提案されているのかどうかということが1点。

それから、当然、協働であったり、もう一個の部分は協働まで含めているのかどうか  
はちょっとわかりません。推進会議の役割か機能かはわかりませんが、もし協働だとい  
うことであるならば、その協働していることに対して、どういうテーマで協働してい  
るのかということと、あわせて、協働することによって市側の負担といいたししょうか、責  
任といいたししょうか、人の問題なのか、財源上の問題なのかということ、予算上の問題  
が出てくると思いますが、それがどういう形で執行されているのかということが、この  
推進会議の中で報告されて、それが議論になっているのかどうか、その辺のところを少  
し教えていただけますか。

【天野課長】 市民参加推進会議についてご質問いただきました。市民参加推進会議  
は常設型の委員会ということで、ずっと常設しているところでございます。活動は年4  
回行われてございます。先ほどのご質問の状況なんですけど、例えばパブリックコメント  
の状況、それから公募委員の状況、男女比の状況、そういったことはご報告はさせて  
いただいているところでございます。

それを受けまして、そういった市民参加の状況を、いわゆる監視ということを行って  
いる組織でございますので、提言をいただいております。例えば17年には「附属機  
関等の委員への市議会議員の就任について」ということでいただいております。また、  
平成18年には、当時問題になったかと思うんですが、「小金井市まちづくり条例市長案  
の策定過程について」ということをいただいたり、19年についてはやはり「パブリッ  
クコメントのあり方について」をいただいております。20年には「附属機関等の公  
募委員の応募者を増加させる方策等について」ということで提言をいただいております。  
それから、最近では、先ほどご説明しました若者の参加ということで、そういった

ことのご提言をいただいているところでございます。

予算等についてなんですけれども、そこが各セクションでどういった形で予算がつくということがつかみ切れていないので、そういった状況等については報告していないところでございます。

以上です。

**【安藤委員長】** ありがとうございます。おそらくその辺のところ含めて、今、パブコメの状況とか、公募委員の参加の促進という、この辺のところも含めて、おそらくそういう評価がきちんとされていくという仕組みが少しずつされているようでございますので、いっそのこと、協働していったり、また協働していく中で、委託で出ているのか補助で出ているのかわかりませんが、そういったものがきちんと効果的に動いているのかどうかという、そこを各担当でやるのか、もう少しこういった第三者的なところがきちんとそこは指摘するのかという、その辺の仕組みが少し欲しいところかなど、感想としては私は受けとめました。ありがとうございます。

じゃ、ほかの委員の方、どうぞ。どうぞ、どこからでも。いかがですか。山路委員、どうぞ。

**【山路小委員長】** 要するに、附属機関というのは今までの審議会とか、検討委員会とか、そういうことですね。

**【天野課長】** そうですね、同じ意味というふうに受けとめてください。

**【山路小委員長】** 同じ意味ですね。それを一緒にまとめて、こういう形で呼ぶという。

**【天野課長】** そうですね、この条例上は「附属機関等」という形で統一されているんですけれども、やはりちょっとかたい言い方なので、私どもも最近は「審議会等」とかという言葉を使ってございますので、どちらも同じ意味というふうにご理解いただきたいと思います。

**【山路小委員長】** いわゆる執行部がつくっているいろいろな附属機関、執行機関の附属機関がありますね。それとは別個の話という意味なんですね。

**【天野課長】** 自治法上規定されているものと、要綱で定められている検討委員会、そういったものも含めて審議会等、附属機関等という形で、「等」の部分で入っているというふうにご理解をお願いします。

**【山路小委員長】** 今までばらばらに、それぞれそういう審議会規定とか何かでつくっていたということですか。審議会とか検討委員会とか。

**【天野課長】** それは、やはりそれぞれ根拠法令というのがございまして、法律にあるものもあれば条例にあるものもございます。私どもがやった長期計画審議会は条例なんですね。このあり方等検討委員会は要綱。さまざまな根拠を持ちながら、各委員会が市民参加という手続を踏んで、いろいろな意見とか答申、市民参加の手続を踏んでいるということです。

**【山路小委員長】** それで、1点、ここで市民投票という、あまり耳なれない言葉があるので、新鮮ではあるんですけども、要するに、ここで直接請求による住民投票ではないと書いていますね。それ以外の市民投票というのは具体的に何があるんですか。ちょっとイメージとして浮かばないんですが。

**【天野課長】** これができた過程というのがあるんですけれども、議員提案という形で可決を見たということなんですね。今回行われたのは、市民参加条例の一部改正とい

うことで、この市民参加条例の規定の中で、常設型の市民投票制度の規定をつくったという形になります。

一般的に、例えば住民投票ということで原発誘致だとか合併とかいうときに、よく住民投票というのが行われるんですけども、これまで小金井市の場合は、署名を集めて、条例を提案して可決したらやるということなんですけれども、今回、常設型になりましたから、署名を集めていただきますと、既に市民投票できるような形になっていますから、そういった形で市民投票が行えるような形になっています。

小金井市の市民投票は18歳以上という形で、通常の選挙なんかと違って、18歳からそういった投票に参加できるという規定になってございます。

【安藤委員長】 ちなみに、この市民投票が、前からつくられていますので、実際に実施された経緯はあるんですか。ないですね。

【天野課長】 ないです。

【山路小委員長】 実際はどの程度有効なのか、それは市民の意識によりけりなんではないかね、よくわからないですね。

【天野課長】 そもそも市民投票、住民投票の性格というのは、市民参加の手法の中で最終的、最高の発議の手段であるという形でよく解説されています。したがって、例えば市を二分するような課題、原発を誘致するだとか、合併するですとか、そういった、ほんとに議論をし尽くしても答えが出ないようなときに、こういった制度を活用するというふうに解説書では書いてございます。

【安藤委員長】 でも、結果的には、ちょっと幾つか地方自治法の仕組みにありますから、そうなんでしょうけれども、最終的には議会での議決になりますよね。だから、ここはあくまでも市民の持っている意向の強さをきちんと確認するというのが1つのステップになりますよね。

【天野課長】 はい。

【安藤委員長】 だから、従来の住民投票と、もっと言えば、地方自治法でいうところの住民投票との差異というのがそんなにないということですね。

【天野課長】 そうですね、そのとおりです。

【安藤委員長】 そういうことですね。

【天野課長】 はい。

【安藤委員長】 ありがとうございます。だけど、市民が参加できるという場が1つは保障されているという、ここはかなり有効な方法のものだろうと。とはいいいながら、今言ったように、市を二分するような大事件みたいな部分ですから、ある意味ではもうちょっと日常的な形で市民参加とか、市民協働とかできるような仕組みをどうつくるかというのが、もしかしたら、もう少し議論を重ねなければいけないのかと思いますが。

いかがでしょうか。我々がここで議論していく上での一番重要な条例なものですから、あわせて条例に加えたり何かしなければいけない提案をするかもしれませんので。堀井委員、どうぞ。

【堀井委員】 ここに日常的な市民活動の場ということが書いてありますね。そこにある場をつくらなければいけない、日常的な協働のための拠点の設置というところですが。今考えていらっしゃるの、施設全体、市役所とか、新たな開発のところとか、全部の方向性が定まった中で考えていくものになるようなことをおっしゃっていましたが、その時間的な方向というか、いつごろをめぐりにこちら辺が考えられているのかとい

うことを、ある程度わかっていれば教えていただきたいと思います。

**【天野課長】** 今言われたのは、第25条ということで、活動の拠点の設置ということが条例で定められているところでございます。そして、後ほどご説明します第4次総合計画におきましても、その整備ということをやっているところでございます。

先ほども説明したんですけれども、やはり市の公共施設というものの配置は、非常に難しい問題でもあります。そして、計画をつくるときには、我々とすれば財政状況、財源に注意を払っていかねばならないということがあります。今、市の公共施設の課題として、一番大きな課題とすれば、ごみ処理施設建設の問題、これはやはりどうしても何とかしていかねばならないというものが1つございます。

それから、新庁舎の問題、これは市民検討委員会を立ち上げてやってございます。そちらの問題も一定、方向をつけないと、公共施設の根本的な施設の配置が決まらないと、それ以外の施設というのはなかなか難しいというところはまずございます。しかしながら、施設のすべての再配置計画ということではなくて、スポット的な問題の解決をしつつ、市が持っているあらゆる資産、それからチャンスを生かしながら、この問題について財源を含めて検討していかねばならないと私は思っています。

したがって、この場でいつ建設できるとかということは、お答えできないということでご理解いただきたいと思います。

**【安藤委員長】** と言いながらも、我々の委員会が答申を出すというのが、再来年の3月までがこの委員会の設置なので、そのときに考え方を示すとなっていますので、その時点で間に合いますねという、間に合わないのに一生懸命議論してもしょうがないので、間に合いますねという、この部分です。それ以降だよ、決めるのはということであれば、それ以降だとすれば全然構わないんですが、それ以前に決められると、ちょっと我々も段取りが変わってきちゃいますので。

**【天野課長】** 先ほど申し上げた大きな問題というのが、いつというのが、政治的な問題もあるので、ちょっと言えない部分もございます。

それから、23年3月までという期間でございますが、やはり今この時点でお答えすることは、ちょっと難しいということでご容赦いただきたいと思います。大変申し訳ございません。

**【安藤委員長】** わかりました。担当事務局と十分連絡をとって、早まりそうであれば我々も早めなくちゃいけない。その両輪のサイクルという部分だけは了解しておいていただいて、常に情報交換しておいていただくと大変ありがたいと思いますが、よろしいでしょうか。

**【天野課長】** はい。

**【安藤委員長】** それじゃ、時間がちょっと過ぎていきますので、次のテーマのほうに移らせていただきたいと思います。次のテーマが長期計画なんですけど、大変立派な長期計画の冊子も来ておりますので、それを含めながらご説明いただければと思います。よろしくをお願いします。

**【天野課長】** それでは、続きまして、第4次基本構想・前期基本計画、「小金井しあわせプラン」につきまして、私からまず概略を説明して、時間があれば、後ほど担当からも説明させていただきたいと思います。

長期総合プラン、しあわせプランは皆さんお持ちでしょうか。ございますか。そちらをごらんいただければと思います。



まず、基本構想・基本計画とはどんな計画かといいますと、先ほどのしあわせプランの26ページあたり、それから今日の資料のA4のつづりの15ページをご覧になっていただきたいと思うんですが、基本構想は市の最上位計画でございます。計画期間は平成23年度から32年度の10年間で、10年後の将来像を定めています。

その下の基本計画というのは、その将来像を実現するための施策を具体化、体系化したもので、計画期間は5年間です。前半部分を前期基本計画として、平成23年度から27年度を計画期間とし、残りの後半部分を後期基本計画としています。

その下の実施計画というのがあるんですが、基本計画で明らかにされた施策を計画的に実施するため、財政的裏づけと事業年度を明らかにしたものとなります。計画期間はこちらは3年間で、毎年の予算編成の指針となるものであります。なお、実施計画につきましては、基本構想を議決していただいた後、もととなる基本計画が固まりましたら策定されるということになります。

そこで、平成32年度に目指す小金井市の将来像というのを、「みどりが萌える・子どもが育つ・きずなを結ぶ 小金井市」としています。資料の15ページ、将来像ですけれども、市内の中学校5校からアイデアを募り、中学生の代表による子ども懇談会で約600件の中から選出された「みどりが育つ・子どもが育つ・笑顔が育つ 小金井市」というのを踏まえまして、第3次、今ですね、第3次小金井市基本構想の理念を継承する「みどりが萌える」、それから子供からすべての市民の幸せの増進へとつなげる「子どもが育つ」、そして参加と協働、私たちの住む小金井市におけるさまざまな活動の主体が「きずなを結ぶ」ということで、将来像、「みどりが萌える・子どもが育つ・きずなを結ぶ 小金井市」としています。

続きまして、その特徴につきましてご説明したいと思います。まず、参加と協働による策定ということが挙げられるんですけれども、資料の9ページをごらんになっていただきたいんですが、資料の9ページから14ページは、3月に開催されました市民フォーラム、長期計画審議会の皆さんが当日使用した資料であります。市民フォーラムというのをついでに説明させていただきたいんですが、無作為抽出2,000人の方から参加者を募り、サイレントマジョリティーの意見の反映を目的として、一般参加者も含め、長計審メンバー、それから市民、行政、その議論する場として開催されたものであります。その市民フォーラムの中で、この総合計画に愛称をつけたらどうかと提案があり、「小金井しあわせプラン」という愛称がつけられた経緯がございます。

話を戻しますが、参加と協働の具体的な事例ですが、まず第4次では、基本構想に加え、基本計画も初めて長期計画審議会で審議の対象といたしました。また、長計審の公募市民枠を今回1名増とした上で、16回の開催、さらに起草委員会を16回開催し、さらに工程表や審議状況に関して、市報やホームページで情報公開し、市民から長計審への意見は常時、いつでも受け付けるという形で行いました。

また、市民意向調査では、従来のアンケートに加えてグループインタビューを実施したりとか、子ども懇談会の開催、それから市民懇談会、市民フォーラムを開催いたしました。その結果、市民協議会や子ども懇談会を含めると、第4次長期総合計画の策定に当たって、市民参加の取り組みは延べ46時間にも及んだところでございます。

次に、前回、第3次基本構想との比較という観点からの特徴でございます。資料の10ページをお開きください。「しあわせプラン」というと2ページをご覧ください。まず、主語を「私たち」に変更したということが大きな特徴でございます。従来は「本市」と

言っていたんですけれども、「本市」に変えて、小金井市におけるさまざまな活動の主体である市、市民、団体及び事業者全体を指す言葉として、主語を「私たち」という形に変えてございます。

それから2つ目には、基本構想の目的の明確化ということで、前回、第3次では目的の項目がなかったんですけれども、今回は基本構想の目的と策定意義、役割ということで、「市民のしあわせを増進することを目的」ということで、その目的を定めたということが大きな特徴になります。

3つ目には、「社会潮流と小金井市の現状」というものを追加してございます。資料の11ページをご覧いただきたいと思うんですけれども、社会潮流と市の現状を踏まえて、将来像を設定するためにこういったものを今回、追加してございます。前回、第3次では基本計画に社会的背景という形で記載しておったんですけれども、今回、基本構想に社会潮流と小金井市の現状を追加いたしました。

4つ目、まちづくりの基本姿勢の見直しということです。まちづくりの基本姿勢に関しましては、市民のしあわせの増進を目的に、参加と協働の観点を強化いたしました。具体的には、「市民自治による推進」というふうに使っていたんですけれども、今回は「市民自治による推進」から「参加と協働によるまちづくり」へ変更。

それから、「公共計画の先導」という言葉があったんですけれども、今回は「総合的なまちづくり」という形で書いてございます。

5つ目は、将来像に対する基本的な指標の設定ということで、資料の12ページをご覧いただきたいと思います。将来像、先ほどご説明いたしました、将来像の達成度合いの検証を可能とするために、小金井市の住みやすさの向上というのと、小金井市に住み続けたいと思う市民の割合の増加ということで指標を設定いたしました。ちなみに、「大変住みやすい」というのと、「どちらかと言えば」というのをあわせると、57.4%ということで、平成17年の前回調査よりも2.3%の向上という形になります。

それから、「永住したい」という方と、「当分の間住み続けたい」という方をあわせると、76.4%、前回調査、平成17年より4.9%の向上という形になってございます。

6つ目、施策の大綱の書き方の変更ということで、よりわかりやすいものとするために、冒頭に市民ニーズを基本とする現況と課題の概要をまとめ、各施策では取り組みの内容だけを書くように整理しました。

それから、最後に重点政策の設定ということがございます。資料の14ページをご覧いただきたいと思います。将来像を実現するために、4つの柱を貫いて、重点的に施策を展開するものとして、今回設定いたしました。

具体的には、「みどりと環境衛生」、それから、「にぎわいを創出するまちづくり」、「子ども・高齢者・共生社会」、それから、「市民の参加と協働の推進」、「行政サービスの充実と行財政改革」という形で定めているところでございます。

この基本構想の重点政策を受けまして、基本計画では6つの重点プロジェクトということで設定しているところでございます。その意味合いというのは、今までの従来の4つの柱というものがあるんですけれども、そういったいわゆる縦割り行政的な施策の展開だけでは、なかなか達成できないということがございます。それから、事業を集中的に市民ニーズに照らし合わせて、何を重点的にやっていかなければならないのかという観点からも、こういった重点政策を定めまして、基本計画では6つの重点プロジェクトを設定してございます。

重点プロジェクトをご紹介いたしますと、1つ目には「みどりと環境プロジェクト」、2つ目には「まちのにぎわい創出プロジェクト」、3つ目には「子育て・子育ての応援プロジェクト」、4つ目「生涯いきいき安心プロジェクト」、5つ目が「共生社会推進プロジェクト」、6つ目「きずなを結ぶまちづくりプロジェクト」というような形で定めているところがございます。

簡単でございますが、概略は以上でございます。

続きまして、担当の堤のほうから説明いたします。

**【堤主査】** 概略のほうは企画政策課長がご説明いたしましたので、ポイントとなるところだけ説明させていただきます。

まず、資料の第4次長期総合計画（案）の2ページをごらんいただきたいんですが、その下のところに長期総合計画に載っている「私たち」、「参加」、「協働」というものについての定義が入っています。市民参加条例の定義に加えまして、「参加と協働」についてある程度明確に区分する必要があるところから、これだけで玉山委員、3時間ぐらいやりましたかね。もっとですかね。随分議論をして、喧々がくがくでやりました。

というのも、長期計画審議会のメンバーの中にもプレイパークをされている玉山委員をはじめとして、雑学大学など生涯学習活動を推進されている方とか、個人としてもごみ拾いをずっと続けていらした大学の先生とか、いろいろな方がいらっしやいまして、何が「参加と協働」に当たるのかというのは、それぞれの思いを踏まえて整理していく必要があった部分です。

それから、7ページのところをご覧いただきたいんですが、重点政策、重点プロジェクトにつながるんですけども、市の主要な特徴と課題を整理して、その中で「参加と協働」というのが大きく取り上げられています。一言で言えば、小金井における市民活動というのは非常に活発で、例えばNPOの法人数が多く、人口1,000人当たりの団体数を見ると、東京都でトップクラスということになります。

ただ、一方では、市民意向調査の中で調査したら、例えばイベントの実行委員、PTAや町会の役員とかも含めた、お客さんではなくて、主体的な参加という意味では9.9%に過ぎなかったということもわかって、例えば委員からもいろいろな実行委員に同じ顔がよく見えるという意味でも、実感としてマッチしていたところなんです。学生が多いまちだという意味も含めて、これからも「参加と協働」を推進しなければいけないというのが確認されたところでした。

その結果、まちづくりの基本姿勢や、将来像に「参加と協働」とか、「きずな」というのが反映されてきたところです。

地域と経済の一番目の施策として72ページ、コミュニティネットワークという施策分野を設けています。現行の第3次基本構想、後期基本計画では、コミュニティ活動と生涯学習という形で、生涯学習の中に、また分野としては文化の中に位置づけられているんですが、それだけではなくて、生涯学習以外でも、環境でも地域のいろいろな活動に関係する地域の活力につながってくるものだということで、地域と経済のほうに結び合わされて、またもう一つ重要な観点である地域の情報ということと合わせてきました。

73ページをご覧ください。その中で、地域活動への市民の参加率とコミュニティポータルサイトの年間アクセス件数を端的な指標とした上で、事業として市民協働支援センターの整備などの推進を図っているところです。

推進というのは、確実な推進を図るんだけど、例えば予算とか場所とかが不明な

場合、整備。整備というのは工事を指すんですが、どこの建物と決まっていなくて、決め切れないようなものに対して、しかし着実な推進を図りたいものを推進として盛り込んでいます。

ほかの施設によっては、後期に送っているものもございますので、その中では、明確な位置づけを図るように努めたものだということになります。

中身で言うと、「協働の意識啓発」や「協働の仕組みづくり」のところに書かせていただいていますとおり、「協働推進基本指針」の内容が主となっております、その具体的なあり方、手続とか、そういうものについては、このあり方検討委員会のほうになりますけれども、今後具体的な検討にゆだねられているところだと理解しています。

ただ、長期計画審議会の中では、例えばの例として、公募型市民協働事業補助金などを検討するとしており、提案を受ける仕組みづくりも課題になると考えられてきたところでは。

最後なんですけれども、もう一方の、市がどういうふうに協働の観点から変わっていくべきかということで、138ページになりますが、「市民協働の推進」というのを掲げておりまして、こちらはまだ具体的になっていないところもありますけれども、市職員の市民協働研修などを実習して、対等性・自主性の尊重、相互理解、役割分担・責任の明確化などを推進するというふうに行っているところでは。

あと、長期総合計画に関連して特徴的だったのは、市民協議会という手法を途中でとっているんですけれども、こちらを市民協働と私たちは考えていますが、青年会議所とパートナーシップ協定を実施しました。青年会議所のほうから、50周年記念事業の一環となりますけれども、平成20年度にやりたいという申し出をいただきまして、最終的に50周年記念事業の冠事業の1つとして実施するという形にして、パートナーシップ協定を結び役割分担をしました。

当初は、約50万円余りかかった費用のうちの5万円だけ市が補助して、あとは青年会議所にご負担いただいて、そのかわり、市からも実行委員の職員を出して、実際、当日もスタッフとして働いていくというのが1年目。2年目の2009のところは、市の補助のほうは負担割合が変わっていますが、報告書を書き上げていく過程では、青年会議所及び実行委員会がより大きい主体で、市はあまり関与しない形で推進していきました。

雑駁ながら以上なので、玉山委員、何かお気づきの点があれば補足をお願いします。

**【安藤委員長】** ありがとうございます。

どうぞ、ご質問も。玉山委員、何か補足があればどうぞ。今言ったのとちょっと違うんですというのでもかまいませんので、どうぞ。

**【玉山委員】** 何と云えばいいんでしょう。改めて「参加と協働」という観点から、この計画自体を見直してみたいですね。それで、ちょっと小学校の宿題みたいだったんですけれども、そもそも「参加と協働」という言葉がどこでどんなふうに出てきているのか見てみたんですが、この作成にかかわった人でないと、多分この資料が膨大過ぎて嫌になっちゃっていると思うんですけれども、とりあえずわかりやすいのは、見開きの「しあわせプラン」の次に「目次」とありますよね。この「目次」がすごくトータルがわかって、「基本構想」がどかんとあって、それを受けて「基本計画」というのがあるんですけれども、特に私はこの各論のところにとりあえて「参加と協働」が生きているのか、何となくつらつら読みながら数えてみたんですけれども、以外なことに、4章の

「福祉と健康」には、非常に「参加と協働」が少なく、あとは「みどりあふれる～」「ふれあいと活力のあるまち」。これはいい、悪いじゃなくて、私は今回この協働ということで、多分福祉にすごく生きてくるんじゃないかと勝手に思い込んでいて、そういう目で見ると、あれ？、という感想がありました。

以上です。

【安藤委員長】 ありがとうございます。

感想も含めて、大事なことだろうと思いますが、1つはやはり「参加と協働」は行政政策のすべてにかかわるんだということが前提にあるので、その「参加」及び「協働」の強い、弱いが多分あると思いますけれども、いずれにしても我々は、すべての行政施策には市民がかかわるといふ部分のスタンスは変わらないのだろうと思っていますが、そのかかわり方なり、参画していく方法のルールが多分十分ではないので、そこをお題目ではなく、実際にどうかかわっていけるか。この辺のところも少しこの委員会でも検討したいと思いますが、そういうことを前提にして、どうぞ、ご質問等あればと思いますが、いかがでしょうか。

【山路小委員長】 今のお話で、「参加と協働」に福祉がなぜ少ないのかというのは非常に重要な指摘だと思って、それはなぜなのでしょう。こちらが伺いたい。

【玉山委員】 福祉は私が担当だったもので。そのときは、そういうふうにはあまり考えずに、ただ、見る目を変えてみると、あれ、不思議だな。多いのは、むしろ対人ではなくて、対物ですよ。みどりとか、そっちのほうが。ポータルサイトも多いし、ちょっと数を出してみるとか……。

ただ、計画の推進は、項目が「市民参加・市民協働」とあるとおり、計画の推進というのはものを運ぶ、起爆、エンジンになるものじゃないですか。どんなにいい計画があっても、参加と協働なしには小金井の明日はないぞみたいな勢いがここには込められていると思いつつ、何で「福祉と健康」に少ないのか。今後の課題かなとも思うんですけども。

【安藤委員長】 実は、私もちょっと見ていたんですが、多分言葉のとらえ方をちょっと見たほうがいいかな。言葉上に「参加」とか「協働」とか入れていなくても、「ネットワーク」とか、そういうふう置きかえているのが幾つかあるんですよ。だから、そういう意味では、文言の中に市民がどうしてもかかわらなければならないような書きぶりをしているのもあるんだけど、「協働」とか「参加」とか、そこは触れていないんですね。

【玉山委員】 そうです。

【安藤委員長】 言い方をしていないんだけど、そういう言い方をしているニュアンスのやつも結構ありますから、それはもう間違いなく我々のスタンスでは「参加と協働」ですねという、そこは少し拡大解釈しながら、どうやればここに入り込めるのか、市民がかかわれるのかという、ここのルールだと思っているんです。

【玉山委員】 そのところが、ほかのところは明らかに「参加」や「協働」とあるにもかかわらず、ちょっと控え目な印象を受けまして。

【安藤委員長】 もっと言うなら、教育なんて全くないんですよ。

【玉山委員】 はい。

【安藤委員長】 本来は市民教育とか、ボランティア市民が教育の現場にかかわるといふことは当然起こり得るんだけど、ないんです。

**【玉山委員】** 学校教育はゼロ。

**【安藤委員長】** はい。そういうニュアンスとして受けとめていく必要性があるかな。ちょっと書いた人の立場もいろいろとあるかなと。

ありがとうございました。ご質問どうぞ。今、山路委員のどうしてというのは、ちょっと書いた人の問題になるかと思しますので、後で教えてください。

**【山路小委員長】** なぜ聞いたかという、多分この「福祉と健康」の部分は、制度とか法律とか、そういうものがある程度ぎっしり、かっちりあって、なかなか「参加と協働」の部分をどうやっていくのかというのは、これから非常に大きな課題なんですよ。しかも、私は前回申し上げたと思うんですが、制度の谷間にある問題がいっぱい増えている。福祉とか健康の部分で。要するに今までの従来の介護保険や医療や、障害者自立支援法だけでは支え切れないような部分がいっぱい出てきている。ニーズも多様化してきている。その部分をどうやって「参加と協働」という形で地域の支えをつくっていくのかというのは、まさに大きな課題なんですよ。

そのところを、今さら言ってもしょうがないと思うんですが、やはりきちんと書き込むことこそが非常に重要だと思うんですね。それがあまりないというのは、具体的にどうやっていけばいいのかというのは、どこの自治体もよくわからないからですよ。それはまさしくこれからの我々の課題でもあるんですが、行政の課題でもあると思うんですよ。

**【安藤委員長】** まさにそうだと思います。だから、どうやれば市民がきちんここに入ってこられるか、一緒にやれるかといったスタンスをきちんとルールとして明らかにしておくということが、今、山路委員に言っていただいたようなものをきちんと強化していくみたいなどころにつながっていくかと思えます。

**【吉田委員】** ただ、私、第3次基本構想を見ますと、私は全然不勉強だったんですが、前回の中で情報公開、先生の言われた市民参加が出ているんですよ。この中で、121ページにあるんですが、それしか目につかなかったんですよ。それが、今度の第4次基本構想と前期基本計画を前回もらいましたので読ませてもらったんですけども、チェックしますと、かなり「協働」「参画」ということが盛り込まれて、僕は素人だけれども感心したというのが第一印象です。

以上です。

**【安藤委員長】** ありがとうございました。

いかがですか。議論していく上で、この辺の長計の解釈をどうしておくかということがあったと思いますが、その辺のところのご質問等々は。

**【玉山委員】** 行革大綱のほうは……。

**【安藤委員長】** これはちょっとこれからご説明を加えていただきますので。

**【玉山委員】** じゃ、その後。

**【安藤委員長】** はい。その後で関連することを。

では、なければ今の、一番大事な部分でもあるんですが、なかなかわかりづらいのですが、行財政改革のところの資料を前回いただいていると思しますので、それについて、よろしいですか。

**【小林課長】** では、私、行政経営担当のほうから説明させていただきます。よろしくお願ひします。

小金井市第3次行財政改革大綱ということで、平成22年5月に策定いたしました、

公表させていただいたものでございます。そもそも、行革大綱とは何かと申しますと、これにつきましては、特に基本構想とは違いまして、法的に形態が定められているとか、策定を義務づけられているものではございません。ですので、各市においては、行革大綱という名前であったり、何々プランといった形で、さまざまでございます。

小金井市におきましては、平成9年に第1次行革大綱を策定いたしまして、大体5年のスパンで区切りまして、第1次大綱、第2次大綱、第2次大綱改訂版という形で策定してまいりました。

先ほど、法的根拠はないと申しましたが、第2次行革大綱改訂版につきましては、総務省のほうからある一定期間、「集中改革プラン」と総務省では呼んでおりますが、そういったものに基づき、職員削減計画を中心に平成17年から21年までの計画を策定し、公表せよといったことがあった関係で、それを行革大綱改訂版ということで位置づけて行っております。

そういった総務省の集中改革プランの指令があった関係から、現在、各市のホームページなどを見ましても、行革大綱であったり、経営改革プランというものがございます。

それで、今申し上げました第2次行革大綱改訂版が平成21年度末に終了となりまして、その続きをどうするかという議論になるわけでございますが、これにつきましては、特に国等から何か指示が来ているわけではございませんので、極端な話、つくらなくてもいいということではございますが、本市といたしましては、これから説明させていただきますが、これまでの経過を考えまして、引き続き行財政改革大綱なるものをつくる必要があると判断し、第3次行革大綱とさせていただいたものでございます。

では、中身の説明を、お時間もありますので、簡単に説明させていただきたいと思えます。

まず、1ページから7ページにつきましては、直近の第2次行革大綱改訂版までのこれまでの取り組みについて載せさせていただいているものでございます。ポイントといたしましては、3ページをごらんいただきたいと思います。

3ページにつきましては、小金井市がこれまで行っておりました職員数の見直し、事務事業の見直し、業務委託等により、職員数の見直しを続けてきたものを表示させていただいております。平成6年度は1,024人、平成22年4月1日、今年度の頭については725人ということになっております。

しかしながら、本来ですと平成22年で終期を迎えます、先ほど申し上げました第2次行革大綱改訂版の目標値としましては、690人を目指して進んできたところでございますが、690人を達成できず、現段階ではその前のプランから比べましても、35人、目標が達成できなかったということを書いてございます。

それで、本文の下から4行目を見ていただきますと、小金井市725人が他市から比べてどうかということと比較する職員1人当たりの人口という形で書かせていただいております。こちらは、149.8人ということで、26市中24番という形になっております。こういったことから、小金井市は他市と比べてまだ職員が多いということが見てとれるところでございます。

続きまして、5ページのグラフを見ていただきたいと思います。これにつきましては、経常収支比率と申しまして、財政の硬直化を示す指標でありまして、財政的な指標として使われるものでございます。

この20年度の表を見ていただきますと、96.5と。下が26市平均91.9という

ことで、小金井市の財政状況は、経常収支比率で見ると、他市より硬直化、自由がきかない状況がここから見てとれます。

引き続きまして、数値的な部分で見ますと、7ページを見ていただきたいと思います。7ページにつきましても、他市等との比較の指標とされます人件費比率について載せさせていただいてございます。こちらを見ましても、20年度、小金井市においては22.0ポイントと。26市平均は19.4といったことから、小金井市は26市よりまだ高い数値を示しているといったこととございます。

ここまでが今までの経過でございます。

こういった経過を踏まえまして、引き続き、いわゆる行革とは何かということとございますが、事務の効率化とか、事務事業の見直しといったことが必要なため、第3次をつくるという方向でこちらがつけられるということとございます。

8ページから11ページにつきましては、社会情勢ですとか、この間の社会の動きといったことを書かせていただいております。

そして、10ページをごらんください。3番といたしまして、平成9年第2次行革大綱を策定して以来、これまで進めてきましたが、さらに第3次行革大綱をつくるに当たっての必要性を説いているところでございます。

その中で、本日のここに書いてございます「市民協働」といった言葉が入っているところでございます。先ほど、9年から行革大綱を策定したと申し上げましたが、基本的な方向性といたしましては、1次につきましては、とにかく職員数が多いということで、量の改革と言われたものでございます。これは、とにかく職員数を減らささいということで、シーリングではございませんが、一律にとにかく人を減らささいという改革でございました。

2次につきましては、質の改革と呼ばれておりますが、基本的には事務事業の見直し、どちらかといいますと、民間企業等への業務委託が中心といったものでございました。

それで、今回、新たな3次の行革をつくるに当たって、どういったスタンスで臨むべきかということ、こちらに書かせていただいております。これまでのように、単純に業務委託とか、そういった時代は終わっていると。このまま行政のスリム化を続けていっても限界に至り、今後高いサービスを続けることが不可能であることが予想されると。しかしながら、先ほど申し上げましたような小金井市の職員数の実態ですとか、財政的な状況を見ますと、やはり事務事業の見直しと効率化を図っていかなくてはならない。

これからの時代、そういったものを行うに当たりまして、以前のような単に委託をするという考えではなくて、まずその入り口として「市民協働」、「公民連携」とも書かせていただきました。こちらにつきましては、新しい言葉ですので、ここに一応米印で書かせていただいておりますが、これがすべてという形とは思ってございません。こういったことを原則に、事務事業の見直しに取り組んでいただきたいと思いますというのが、基本的な第3次のスタンスでございます。

12ページから15ページにつきましては、その行革の基本的な方針ということで載せさせていただいております。

12ページの四角の2つ目、第3次行革大綱の目的。本大綱の目的を次のとおり定め、これに基づいた改革の方向性を設定いたしますということで、これを進めるに当たっての方向性をこの四角の中に書かせていただきました。「市民協働」「公民連携」等を基本



原則として、自立した行政経営の確立を図り、市民満足度の向上を目指しますといった形で、基本コンセプトを設定させていただきました。

その次につきましては、基本的な行革のテーマということで、1から4番までを挙げさせていただいております。

14ページにいきまして、基本計画ということで、計画期間を定めるわけですが、22年から27年度と6年間を計画期間とさせていただいております。なぜ6年間かと申しますと、先ほど説明させていただきました長期基本構想の前期の基本計画が5年スパンとなっております。しかしながら、行革大綱の2次が1年早く終期を迎えた関係から、1年あけることなく3次をつくる関係で1年早いと。

しかし、本来であれば、この行革も基本構想、基本計画と計画スパンが一緒であるのが望ましいということで、6年にすることによって、次の長期基本構想の後期基本計画の頭と、名称が第4次行革大綱となるかはわかりませんが、それに位置するものの始まる時期が同じになるということで、この期間を定めさせていただいております。

しかしながら、6年とちょっとですので、その時代の流れ、市の置かれる状況によりまして、この大綱につきましては逐次見直しを行っていくものでございます。

2につきましては、3次の成果指標ということで、一定の数値的目標を明確にしておく必要があると考えまして、4つの指標を書かせていただいております。職員1人当たり人口、経常収支比率、人件費率、公債費比率という形で載せさせていただいております。これが大綱の中身ということでございます。

16ページから先が、具体的に何をすべきかということの項目の羅列と申しますか、実施計画でございます。これがすべてとは思ってございませんが、こういったものを、こういった形で明確にすることによって、職員としての一定の指針になるとともに、市民の方への説明責任という形で各項目、各課ごとに表にまとめ、スケジューリングをしてもらい、載せているものでございます。

これらすべての中で、内部的なものが多ございます。基本的に行革大綱と申しますと、自分のところの事務事業の見直し等が中心になってございますので、各課はこれを指針に、これに基づいて進めていただきたいといった計画でございます。

そういった中で、本日のテーマでございます「市民協働」「公民連携」といったものを、この項目の中でどのように生かしていくかということが、これを進めていく中で重要になると考えております。

具体的に申しますと、例えば、26ページ、19番、指定管理制度につきましては、「公民連携」の部類に属するのかなと。

あと、一番主なテーマとなりますのが、やはり教育の関係になると思います。50ページ、ナンバー68ですね。こちらから、ピノキオ幼稚園ですとか、学童保育、児童館、小学校給食、図書館の委託と申しますか、事務事業の直営ではない新たな運営方法の見直しというところが書かれていると。こういった中で、以前までの計画であれば、単純に委託業者を探すという形に担当としては立っていたと思うんですけども、今回のこれにつきましては、こういったことを始める前提といたしまして、まず、「市民協働」と、例えばNPO法人ですとか、そういったものも模索して、いわゆる現場をよく知っている市民の方の力をかりた方法をまず模索する方向で進めてほしいといったものが、今回の行革大綱の大きなつくりでございます。

雑駁でございますが、説明については、以上でございます。

**【安藤委員長】** はい。ありがとうございました。

この数字を見ると、行政のいろいろな絡みの数字のつくり方ですので、非常に難しいんですけども、一応、概略としては、小金井市は非常に財政的に厳しいんですという部分だけは伝わったかなと思います。とは言いながらも、住民サービス、市民サービスをどうつくっていくかということも、やはり行政側としてもとても大事なことですし、市民側にとっても、そのことの保障というか、それは充実させることはとても大事なことだと思いますが、そういう狭間に入ったお金の問題ですので、なかなか我々も手を出しにくいところではございますが、協働を考える上ではどうしても財源というのは考えておかなくちゃいけない部分の1つですので、そんなことも含めてご説明いただきましたけれども、いかがでしょうか、ご質問等については。

**【山路小委員長】** ちょっと今のお話を伺っていて、基本的な疑問があるんですよね。第3次行財政改革大綱基本方針という中で、12ページ、13ページのところですが、大綱の目的として、市民協働、公民連携等を基本原則とし、自立した行政経営の確立を図り、市民満足度の向上を目指しますという、これはまことにもっともで、ほんとうに共感できる定義だと思うんです。

行財政改革というのは、単なるお金の節約、職員減らしということではない、市民サービスの向上だ、そのために市民協働があるんだという位置づけはもっともな話で私は正しいと思うんですが、ただし、14ページのところの、第3次行財政改革大綱の成果指標のところ、4点にわたる成果指標を見ると、要するに職員減らし、人減らし、それからいかにお金を節約するのか、経常収支比率を改善するのかということにのみ成果指標が掲げられているということ。

それから、実施項目計画表を見ても、具体的に中身のところでは財政効果と職員削減というところで評価をするということになっていきますから、具体的に市民の満足とサービスの中身はどう評価するのか。そのところを抜きに、ただこういう形だったら、お金を節約し、職員を減らしたことをメルクマールにするのだったら、単なる人減らし、お金減らしだけですよね。

だから、本来で言うところの、市民満足度の向上ということを使うのであれば、行政サービスをこういう形で行政改革をして、こういう形で市民満足度はよくなった、悪くなったという評価を入れるべきじゃないですか。それを入れずに、ただお金、人減らしだけの評価をやっていたとしたら、行財政改革はまさに人減らし、お金減らしの話だけに矮小化されるじゃないですか。

**【小林課長】** はい。確かに、行革大綱ということでございますので、どうしてもこれについては具体的プランを策定させるを得ないものがございます。そうしますと、やはりこの大綱につきましては、1つのプランの一部でございますので、これをすべてやるのが市全体を形づくるといったものではないといった中で計画をつくらざるを得ないと。そういった中で、どうしても小金井市はどうするんだということであれば、大綱に置かれている役目というのは、財源の生み出しであるとか、事務事業の効率的なものを生み出すプランを具体的に書くしかなかったといったところがございます。

しかしながら、この効果の中に、財政効果と職員削減ということしか載っていないということではございますが、これにつきましては、一応現段階で試算等をする必要があると。26年度までの計画をつくるに当たって、試算値として出せるものを抜き出して書いたという形で。以前のつくりは項目だけの羅列でございました。

逆にそうしますと項目についてどうなったんだということが全然市民の方にわからないと。職員はもちろんわかるわけですが、そういったものを書いていなくて、職員の内部資料で、これによって財源がこれぐらいというような書き方をしてございました。

しかし、あえて3次については、市民の方への説明責任と公表ということを前提に考えました結果、こういった形の表にさせていただいて、具体的にこうした場合、こういった効果があるのかということで載せさせていただいてございます。

委員がおっしゃるように、市民満足度の向上ということで、評価の指標というのはどこかに載せるべきではあるかと思われませんが、現段階ではこの中で、例えばこの項目を挙げておくことによって、市民の満足度が上がるのかといったことは、こういった数値をとっていいかということは、この各項目の中で統一的なものというのは、今現在はないというところですね。

**【天野課長】** 今、ご質問の関係なんですけれども、私どもの基本構想、基本計画で言うところの、計画の推進というのがいわゆる行革のところだと思うんですね。要するに、計画の推進というのは、こちらのことを推進することによって、各施策の目標を推進していくということです。私ども、担当課長も申し上げたとおり、行革が目的ではない、手段である、ツールであるということですから、今言われたご質問ということであるならば、施策または重点プロジェクトといったところに指標がございまして、こういった指標で市民満足度の向上等をはかっていく、将来像がどれだけ実現されたかをはかっていくという形になるかと思えます。

以上です。

**【安藤委員長】** ありがとうございます。

実は、なぜこのことが大事かということ、先ほどから報告もあるように、一番最初の5、6、7ページを見ていただくと、いかに削減したかという一覧表が載っていますので、これで財政的には効果があって、お金を減らしました、支出を減らしましたというものの一覧になっていますから見ていただければいいんですが。ただ問題は、ここでの委員会での議論というのが、お金を減らせればいいということではなくて、行政の今の波は、このように行財政改革という大きい波で、一方では長計ですよと。長計を見ると、先ほどのように拡充です、充実ですという項目が入りながら、一方では、これを実際に見るとみんな削減になっているというこの相矛盾したものが、今ご説明あったとおりでございますが、我々、協働の委員会で大事なものは、協働するということでもって、今山路委員が言っていたように、新しい関係、市民との協働でといったときに、この削減の枠の中に乗っかっちゃうのかどうかというところが非常に重要なことなんです。

逆に言うと、削減しちゃって、削減の波に我々が安い委託料でやってくださいというのは、多分この「協働」なり、「参画」という中では避けなければいけない。その考え方をきちんとこの委員会の中で出して、山路委員に言っていたように、そのことが協働したことによってどういう評価なのかという、その辺のルールまで持ってこられると、非常に重要な部分だろう。

そういう意味では、何らかのルールづくりなり、山路委員が言ったように評価をどうするかみたいな、そういったことを含めて協働のあり方というのを提案していかないと、ここは単に、行政の大きい波の中で、削減、削減の中でもって削減する中に、じゃ、安い民間の市民のボランティアのところはどうぞと言われたら、我々の意味は全くなくな

ってしまいますので、この辺のところだけちょっと。

そういう意味では、お金がないという条件はよくわかりましたので、そういうルールの中においては乗らないような形で、住民の満足度をどう一緒につくるかということ、協働をやった場合に、住民の満足度をどうできるかというところを皆さんと考えたい大きなテーマだと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**【小林課長】** ちょっとよろしいでしょうか。確かに、本日、こちらに呼ばれた際に私が考えましたのは、これを出すことによって、皆さんの協働を安上がりの道具に使うとか、そういった意味にとられては一番困るということで、コミュニティ文化課長のほうにも話をしました。

だけれども、これは、同じことをするのであっても、いわゆる基本スタンスとして、現在は「市民協働」をまず考える時代であるということ、まず職員に感じていただいて、そういった中で職員の意識改革を前提にした上で、我々がしなくてはいけない、いわゆる地方自治法にございます「最小の経費で最大の効果」といったことを目指すための考えであると、その辺はご理解していただきたいと思います。

**【川合副委員長】** 関連して、今の山路さんのご指摘と全く同じ12ページの基本指針のところ、市民満足度の向上を目指しますと。そのときに、まずコメントしたいのは、じゃ、その指標はあるんですかとまず思った。それを質問しようと思った。

もう一方で、先ほど天野課長のほうから、長期総合計画の「しあわせプラン」をご説明いただいて、この資料12ページの補足説明で評価指標があります。1番、2番。実は、それぞれの数字を57.4にしました。17年度比で2.3%向上した。この数字をちょうだいしたのは、これがここにはまっているのかなと思ったんですよ。勝手に理解して質問をやめたんですけども、山路先生からのご指摘で、ちょっと今、小林さんがおっしゃられる中になかったので、その整合性がとれておられない部分もあるのかなということが疑問で、こんな質問をしております。

**【小林課長】** 確かに大綱というのは、各担当課に、できてしまった後は任せるというのは変なんですけれども、各担当からこの項目をするか、しないかにかかってくると。そういった中で、全体としての指標というのは、非常に評価しにくいところになっていくところですね。ただ、市民満足度の向上を目指しますと書かせていただいたものは、各項目を推進するに当たっての項目ごとで、市民満足度の向上というのは各担当課でアンケートなり、何なりではかかれるところなんです。

例えば、委託にするとしたら、同じ金額で拡大できればそれも1つの市民満足度の向上にもつながると思いますし、財源を削減できて同じことができれば、浮いた財源をさらなる市民サービスにつなげることができるといったことをもろもろ勘案した中で基本的な方針ということで、ここに書かせていただきました方向性として、こういった言葉を使わせていただいて、設定させていただいたとご理解いただきたいなと思っています。

ですから、厳密な、数値的な整合性がとれるというつもりではないです。

**【安藤委員長】** 1つの目安として。我々は議会ではありませんので、追及するつもりはないので。

**【山路小委員長】** そんなつもりはありません。

**【安藤委員長】** 方向性なり、概略なりというのを理解させていただいたというふうにしたいと思いますが。ただ、今言っていたように、非常に行政としてのこの協

働という部分にいったときに、いわゆる行政施策という中では、委託とかそういう部分が、当然指定管理というのにも出てくるので、指定管理で出たからよかったというのではなくて、そこに持っている問題点とかいろいろありますし、委託はあくまでも行政の仕事ですから、市民との協働でほんとうに合うのかどうかというのにも吟味しなくちゃいけないんですが。ただ、そのときにほんとうに協働していくことのできるようなルールが、今、ここの中では多分ないんですね。だから、それをきちんとつくりましょうということで、そのことが逆に言うと市民満足度にどれだけ近づけられるかというルールづくりが、多分この委員会に課せられたかと。ちょっと財政が厳しいということも含めて出ていますので、そんなことを我々は意識的にしていかなければいけないかなと思っています。

**【堤主査】** 指標があるのかというご質問なんですけれども、市民意向調査を総合計画の策定のたびにやっているところで、分野ごとにやっております。今回、2回やっておりまして、2回目のところから、市の施策の分野、例えばみどりとか水の満足度をはかるように、若干変えていますのが、平成20年度だと、それが完全には一致していないんですけれども、分野ごとの満足度が出ています。究極的なものは「住みやすい」「住み続けたい」、それに分野ごとがあるとして、その全体のポイントを上げたいというのを、まず行革のほうで定めまして、長計のほうでもそれを受けた形になっているということです。

**【安藤委員長】** ありがとうございます。

大変膨大な資料と、膨大な施策と、膨大な財政の問題も含めてお聞かせいただきましたので、質問することも多々あって、行政の担当のほうも答えるのが大変だろうと思いますが、いろいろな角度から議論させていただきましても、本来から言えばまだまだ時間が非常に少ないところですが、相当時間が過ぎておりますので、一応、この部分で断ち切らせていただきながら、何かあればこの委員会の中で事務局のほうに伝えていただいて、回答をいただくという方法をとりたいと思いますが、ただ概略だけ、市がどういう方向で動こうとしているのかということ踏まえた上で、我々はこの「参加と協働」の部分を進めていきたいと思っていますので、そんな視点で今日は聞かせていただいたということで、一応、この部分は終わりにさせていただきたいと思っています。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**【安藤委員長】** 大変長時間にわたりましてご説明いただきましたことを感謝いたします。どうもありがとうございます。

それでは、先ほどから大変貴重なご意見、また、ご説明をいただいたところですが、ここで委員会としてさらに詰めていかなければいけないんですが、今日のテーマになっております次第の(4)以下、いわゆる協働の基本指針を含めた以下の部分について、少しご意見をいただきたいということと、小委員会を前回委員会でもって立ち上げ、議論させていただきましても、それについてご報告いただきながら議論し、決めていきたいと思っています。

それでは、先に協働指針について、事務局のほうからご説明いただけるでしょうか。お手元のところに資料もいつているかと思っています。

**【事務局】** 既に、先に委員の皆さんにはお手元にお送りしてあると思います。平成19年度に協働推進基本指針をつくるということで作業を行ったところでございます。

庁内検討委員会、課長職12名、ワーキンググループ、係長職以下の者11名ということで、それぞれ6回、9回検討を行っております。その間、市民参加はワークショップを1回、意見交換会を3回行っております。パブリックコメントも行っております。

お手元にあります協働推進基本指針をごらんいただきますと、他市の先例も参考にさせていただきながらつくったんですが、小金井市の場合には、やはり小金井市の市民活動の1つの媒介となっておりました公民館活動の中で育ってきたさまざまな消費者問題、あるいは環境問題等をめぐっての市民活動などの経過も踏まえながらつくってきたところでございます。

その中で、最初のところが社会的背景とか、小金井市における歴史的な部分について書いております。この指針策定をなぜコミュニティ文化課が事務局で行ったかといいますと、もともとNPO法人の活動促進ということをコミュニティ文化課が担っていたという経過の中で、私どもの課で行ったということでございます。

その中では、先例として平成12年3月の小金井市におけるNPOに関する施策の基本方針というのがNPO法人の動きが出始めたところで作られたわけです。その後にNPO法人がたくさん活動されるようになってきたという背景の中で、皆さんのご意見をいただく中で、やはり協働の枠組みが必要だということに基づいてつくったということでございます。

それで、第2章のところでは理念と目的、それから協働の対象となる活動ということで、営利を目的とせず、あるいは政治、宗教を目的としない、あとは公序良俗に反しない活動をとということで、協働の原則として、対等性・自主性、相互理解、役割分担・責任の明確化、目的・目標の共有化などを定めております。

協働の形態としては、従来からあるものも含めた形ということで、対象としてはNPO法人だけではなく、任意の市民活動団体からボランティア団体、自治会、町会、あるいは公益法人、教育研究機関、企業も含め対象ということで考えております。

環境整備ということで、情報の共有化、協働意識の向上、評価システムの構築、活動拠点の設置を上げています。先ほど来、出ております活動拠点の設置ということもうたって、平成20年2月20日に庁内の指針として、決定をしております。

以上です。

**【安藤委員長】** ありがとうございます。

一応、これは庁内でご議論いただいて、庁内で決めていただいたということでございますので、今までの議論とか、先ほどの行政側のいろいろな施策の中で、実際に協働していくといったときに、これでいいのかどうかという部分も多々あるかと思っておりますので、これはこれから議論を深めていただくときのいわゆる重要な柱と言っては変な言い方ですが、素材になってきますので、そんなことを含めて議論を深めるということできたいと思います。

この中に、確実に今の時点になると足りないものが幾つかありますので、そういったものを見通さないともうまいだろうというのがあります。と同時に、先ほど山路委員が「実際に行政サービスの評価は？」と言われたように、協働したときの評価という仕組みも実際にはないので、ここでは構築ということになってはいますが、実際にどういう評価をするのかという、この辺がありませんので、これはここで議論を深めておかなければならない大きいテーマではないかと思っております。

いずれにしても、今の指針ということで、既に庁内決定はされているものですがけれど

も、ここの委員会としてもある意味では協働のあり方を検討するという事になっていく大きなテーマの1つですので、これに対するご質問があればと思います。中身はちょっと後でまた議論を突っ込みます。

**【玉山委員】** 確認みたいなものなのですが、行革大綱には「公民連携」は分かれていますよね。だけど、長計審のほうでは、たしか最後の行政経営のところには「公民連携」という言葉は出てきていなくて、多分「参加と協働」の「協働」の中に、私はずっと含まれているんだと思っていたんですけども、3ページの協働の形態に企業まで入っているのを見ると、含まれているんだという解釈でいいんですか。それとも、分けて考えなきゃいけない問題なんですか。

**【安藤委員長】** 「公民連携」は、これは逆に言うと山路先生に少し聞いたほうがいいかなと私は思っておりますが、基本的には企業も全部含めて、一市民も含めて全部「公民連携」の範疇だった。ここで言うところの「協働」はどうしますかというのは、またこれからの問題だと思いますが、山路先生……。

**【玉山委員】** 「協働」の中に「公民連携」も含まれちゃっていると考えればいいんですか。

**【山路小委員長】** はい。そうだと思います。

**【玉山委員】** わかりました。

**【安藤委員長】** 議論をする上で、ここの部分は確認ということでご質問があればと思います。一応、これは文言しかありませんから、ルールはありません。このルールをつくらなければ、いくらお題目を掲げても実行できないというのがありますので、これは最後の報告や何かをつくる時に議論させていただきたいと思います。

とりあえずご質問というところですが、よろしいですか。多分、これから次のテーマをやるときにこの部分がどういう方法をとれば協働になるのかという大事な部分が次のテーマにありますので、ちょっと先に進めさせていただきます。

次のテーマで実態調査をやるということで、各行政担当者のところにヒアリングをやりますということで、前回小委員会を立ち上げさせていただきました。既に小委員会を開いて、その体制に入りましたので、この部分についてご報告をいただいて、ここで確認したいと思いますが、これは山路先生でよろしいですか。事務局でやりますか。座ったままでいいですよ。

**【事務局】** 第1回の委員会に、実態調査の案を配らせていただきました。それで、皆様のご意見をいただければということであったんですけども、それはありませんでした。

それで、7月23日に第2回の小委員会を開きまして、これを中心テーマに議論いたしました。その結果、過日の8月4日付で小委員会の委員長である山路憲夫先生から、皆様に変更部分についてお知らせしたところでございます。これを中心に、簡単にご説明いたします。

これをお持ちになっているでしょうか。表題のここの部分でございますけれども、お手紙をお送りしました。その中で、簡単に変更部分を入れてあります。

まず1つは、「市民協働に関する小金井市実態調査の対象事業等」というところがございます。この1ページで米印となる部分を加えました。これはそんなに大した改善ではございませんけれども、一応、念のため、職員に周知するというものでございます。

それから、2番目としまして、「調査表の記入方法等」ということにも、同じように本

調査の対象となる協働事業の説明も含んでいるということで、よく読んでくださいよという意味で、米印の部分を加えました。

それから、調査方法の記入方法等の6の(4)というのを見ていただきたいんですけども、ここに「協働事業の形態」というのがございます。(4)は「補助・助成」となっています。ここは、実は小委員会でかなり議論があったところでございます。つまり、法律や国等の制度に基づく補助を入れるのかという議論がありました。これは、調査の対象にする価値がないのではないかという議論がありまして、3ページのイというところに、「法律や国、都等の制度に基づく補助は対象といたしません」と。「しかしながら、小金井市が独自に補助している事業は対象とします」という文言を書き加えたものでございます。

それから、全体調査表の設問1というところが議論になりました。設問1につきましては、協働の意義について問うたところでございますが、意義について問うてもあまり意味がないのではないかという議論がありまして、1ページの設問1の4行目、5行目のように変えさせていただきました。お読みいたしますと、「このような状況のもとで、今、なぜ市民協働の推進が必要と考えますか」ということで、自由記入になってございます。

それから(4)で、A調査表をごらんいただきたいと思うんですけども、ここでは10の協働事業の企画立案へのかかわり方ということで、もともとの原案には①、②、③というものしかありませんでした。③というのはその他です。それで、小委員の皆さんから意見が出まして、この①、②、③その他のほかに、市民活動団体からの企画提案に市が賛同し、協働事業として実施しているという事業もあるのではないかということで、これをつけ加えるようにという指示がございました。

そこで、つけ加えたわけでございますけれども、今日、改めてご配付申し上げたんですけども、実は私のほうで失念いたしまして、③で「市民活動団体からの企画提案に市が賛同し」というところに、括弧書きで、「または市民活動団体が実施してきた実績を市が評価し」というのを入れさせていただきました。これは、そのときの委員の皆さんの意見が十分に私のほうで反映できていなかったのを、記録に基づいて加えたものでございます。

それから、実は、そのほかに小委員会の委員さんからは、B、C調査表に次の設問を入れたらどうかというのがかなり中心的な議論になりました。

1つは、当該事業を協働事業として実施するのにどのような阻害要因があるのかというものでございます。これに対しまして、実は小委員会の終わった後、小委員会の案を立てるのに、小委員長一任ということになりました関係上、小委員長と協議いたしまして、協働事業として実施するとの回答に対してやや無理な設問ではないだろうかという結論になりまして、これは小委員長判断で入れないという方向になりました。

以上でございます。

**【安藤委員長】** ありがとうございます。

山路先生、よろしいですか。補足か何かありますか。

**【山路小委員長】** 一番最後のところはちょっとわかりにくい話だろうと思うんですが、要するに協働事業として実施したいと思っているけれども、実施できない理由はなぜかということまで聞けという案が出たんですが、ただ、実施できないということまで実際に市の担当課になかなかそこまで言いづらいとか、答えづらい問題がまずあ



って、それを聞いても有効な答えは出てこないのであろうと。やや酷であるということもあって、非常にこちらは聞きたいんだけど、多分有効な答えは期待できないような設問については、この問題が一番典型だったんですけども、少し無理があるということで、その質問を削除したといういきさつだったんですよ。

**【事務局】**　　そうです。

**【山路小委員長】**　　そういう理解をしていただければいいと思うんです。

それと、あともう1点は、協働の意義についてというのが、まず第1の設問として最初に設定されていたんですけども、あまり意義を聞いても、おそらく結構なことだとか、そういう一般論としてしか答えが期待できないので、それも聞いてもあまり意味はないだろうということで、それも今、加藤さんから説明があったような形に変えさせていただいたということです。

具体的にはいろいろな意見が出て、確かにこれは聞きたいという意見はあったんですけども、繰り返しになりますけれども、やはり答えが期待できないと、有効な答えが出てこないということがわかっていれば、それはあまり質問を設定しても意味がないという結論になって、今の2つの問題については、小委員会の委員の中からはそういう意見が出たけれども、最終的に私と加藤さんと佐藤さん、あと事務局との間の話では、それは消させていただいたということでご了解いただきたいと思います。

あとは、何か特にありましたか。

**【事務局】**　　大体そういうことです。

**【山路小委員長】**　　大体そういうことですかね。

**【事務局】**　　どうしても聞きたければ、ヒアリングのときに聞いていただければ。

**【山路小委員長】**　　そういうことでしたね。

**【安藤委員長】**　　幾つか聞いても答えてもらえないものがありますし、はっきり答えてもらえるのもあるんですね。やらない、それは法律がそうなっていますと言われれば一巻の終わりなんですけど、幾つかあるんですけど、それでもやはりこういう協働をしていくときにどうやってそれを突破するかみたいな、これはちょっと議論しなくちゃいけない。そのルールを皆さんと考えていただくためにも、ぜひ今回のヒアリングはいろいろな角度から聞いていただくということでいきたいと思います。

ご質問ございますか。なければ、これでいくということで、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

**【安藤委員長】**　　ありがとうございました。

では、内容的にはこれで進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたしたいと思います。

それでは、ちょっと時間が来ているので、15分ぐらいオーバーしますが、ご容赦いただきたいと思います。次のテーマの協働推進支援調査報告書について、お願いいたします。

**【事務局】**　　協働調査報告書。444団体、今、個人情報との関係でなかなかいろいろな団体さんの代表者のご住所、お名前等を把握すること自体が難しく、そこを突破したのは、このぐらいの数にとどまったということでございます。

ただし、幸いなことに回収率は56%ということで、かなりの高率で回収させていただいたということです。「協働を知っている」ということでは、53%の団体さんがご存じと。ただし、「よくわからない」、「知らない」というものも半分ということでございます。

す。また、行政と協働したいというのが56%ということで、やはり協働したいというご意向も強いということでございます。

以上です。

**【安藤委員長】** ありがとうございます。

これは、またお目通しいただければと思います。今言ったように、かなり市民側としては協働したいと思いますけれども、行政のほうはしたくないというのが通常です。協働するための仕組みをどうするかというのは、ここにありましたように双方の意見を入れながら、ここであり方というものを考えていきたいと思っておりますので、ぜひこの調査の内容については、各委員、皆さん、申しわけありませんが、お読みいただきながら、まとめていく議論の中でいろいろな形で議論していきたいと思っております。

それではもう一つ、こういったものを進めていく中で中間支援組織が必要なんです、社会福祉協議会が支援センターについて意見を出しておりますので、この部分について、ちょっとご報告いただければと思います。

**【山路小委員長】** 第1回的时候に資料を配らせていただき、まだご説明していなかったのですが、時間の関係もありますので、目を通していただければいいと思うんですが。あり方検討委員会の前に、我々、小金井市社会福祉協議会の小金井ボランティア・市民活動センター運営委員会の中で、3回にわたって専門委員会を設けて、これからの来たるべき市民協働支援センターの機能について、どうつくればいいのかと、どうすればいいのかということを経験しました。いろいろな議論が出たわけですが、ただし、その意見をそのまま書くのではなくて、できるだけコンセンサスがとれた部分についてのみ、ここにまとめさせていただいたということでございます。

これは、読んでいただければわかるんですけれども、この前書きに書いてありますように、少子高齢化の問題をはじめ、多様な生活課題がいっぱい出てきていると。従来の行政の制度やサービスだけでは対応が不可能な時代になっているということが大前提で、そのためには、市民と行政との協働を実りあるものにしていかなくちゃいけないと。そのための活動の拠点として、こういう形の施設をつくりたいというのが大前提の話であります。

具体的には、以下に書かれたような話ですが、できるだけ活動しやすい場所、駅から近い場所とか、公共スペースに設置するのが望ましいとか、もちろんバリアフリーとするとか、そういうことが書かれています。あと、中身としては、こういう形の機能を持つものをつくっていただけないか。これは、おそらく皆さん方もほぼ同感していただけるのではないかとございまして。

いろいろな機能を持たせて、市民活動の拠点にできるような場所にしたいということでありまして、これについてもできるだけ第三者機関を設置して、運営委員会でも幅広く市民の意見が反映されるような場としていただきたいと思います。

中身については、まさにこれからの議論でありますけれども、その参考にさせていただければということで、意見をつけさせていただいているということでございます。

**【安藤委員長】** ありがとうございます。

これは、先ほどの長計の中にもスケジュールとしてはっきり入っておりますので、そういう意味ではこの委員会としても、この部分については第1回目的ときに、委員会の後半のところセンターのあり方みたいなものを検討するというふうにしてあります。

ただ、大事なことは、今日、協働ということのあり方を考えるときに、いわゆる行政と

単なる市民団体、NPOだけでやるのかといったときに、どうしてもその間に入るセンター機能が必要になってくるんだらうと想定しています。すると、センターのあり方もあわせて議論しないと、単に協働すればいいよという話ではなくなって、ちゃんとした手を組み合わせ、パートナーとしてやっていくためにどういうルールをつくるのか、どういう仕組みをつくるのかというのは、あわせて議論になると思いますので、そういう意味では先ほど出されたものも含めて、検討の素材として載せていきたいと思います。また詳しくはお読みください。

それでは、一応、今日の議題になっている部分については以上になりますが。

【事務局】 8があるんですけども。

【安藤委員長】 準備室についてどうぞ。資料はお手元に行っているかと思っております。

【加藤市民協働推進員】 実は、今日、8月11日現在、平成22年度の今日現在までの途中経過につきましても、追加資料として出させていただきました。

前段の平成21年度の活動状況等については、前回の委員会でお配りしたものでございます。我々の準備室につきましては、昨年9月、小金井市社会福祉協議会が小金井市から受託して開設したものでございます。私と佐藤、2人の相談員が週1.5日ずつ、合計3日勤務してございました。開設日は水、土曜日。勤務時間は8時半から5時まででございます。それと木曜日の午前中でございます。

具体的な活動につきましては、ここに書いてございますが、まず相談業務につきましては、昨年度、合計18件の相談を受けました。

次のページをお開きください。相談を受けた場合、次のように対応したということで、3行目からです。できるだけ市への要望は担当課長等に伝え、善処方を要請してございます。それから、市と協働事業を実施したいとの相談があった場合は、相談者と市の担当部課長も含めて話し合いの場を設定しました。

しかしながら、先ほどから委員長が何回もおっしゃっているように、協働したいという申し出があっても、なかなか市のほうは受けていただけない状況でございます。財源の裏づけがないということで、実は1件も成功してございません。懸案事項として持っているという状況でございます。

やはり、私どもとしては制度、ルールがどうしても必要だと。予算確保も含めて、そうでないと協働を推進できないなということを痛感したわけでございます。

(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)はお読みいただきたいと思っております。

次に、本日配付しました平成22年度の8月11日現在の状況でございます。

まず、冒頭申し上げたいと思うんですけども、平成22年度は新たに小金井市市民協働のあり方等検討委員会、本委員会でございますけれども、事務局の補助業務を受託するとともに、業務の充実を図るため、開設日を増やしました。また、業務の実態に合わせまして、昨年度の「相談員」から「市民協働推進員」に職名変更をお認めいただきました。

1として、準備室の主な業務は、(1)、(2)、(3)、(4)は昨年度と共通です。(5)にこの委員会の事務局補助業務が加わったわけでございます。開設日が、昨年は佐藤相談員と私がそれぞれ週1.5日でございましたけれども、合計で5.5日というふうに、大幅に増えました。そのために、実は、相談業務を1週間前に予約してくださいという

制度をとっていたわけでございますけれども、その日来られても対応できるとしてございます。

それから、3として、平成22年度の活動等でございますけれども、今日現在までに19件の相談を受けてございます。この中で実現に向けて動き出しているのが1件ございます。それから、助成金につきましては、いろいろ申請までのご支援を申し上げてございます。

次のページ、2の4行目以下、「なお」というところをごらんいただきたいんですけども、平成22年3月、相談者のプライバシーを保護するため、社会福祉協議会の予算により、福祉会館2階に専用の相談室約8平方メートルを整備していただきました。

これは、昨年度はボランティアの方がたくさんいらっしゃる中で相談を受けてございまして、ボランティアの方々も嫌な顔をされていまして。それから、相談者が一番嫌な顔をされる。そういう環境の中で相談を受けておりましたが、専用の相談室を整備をしていただいたということでございます。

それから、3番目ですけれども、これは先進市の市民協働支援センターの視察ですけれども、合計で今まで多摩地区で8市、それに相模原市で非常に協働が進んでいるということで、9市視察をしてございますが、私どもとしては、本格的に本委員会で議論が始まるころまでには、多摩地区の26市の半分、つまり13市くらいの視察を終えてご報告できる状態にしたいなと思っております。

それから、(4)の市民活動団体等の訪問調査でございますけれども、今、なかなか進捗が遅くなっているんですけども、この調査というのは非常に有用な手段だと思っております。準備室の宣伝というか、存在もPRすることができるし、各団体の懸案事項、行政に対する要望等についても把握できるわけでございます。

できれば月に2団体くらいのペースで行きたいなと佐藤市民協働推進員とは話し合っております。

以下の(5)は省略いたします。

(6)は主な広報活動でございますが、今日、実は資料を出してございます。まず市報ですけれども、小さいスペースですけれども、市報4月1日号、5月1日号ということで出ささせていただきました。なかなか市報のスペースはとれません。

それから、ブログですけれども、これは佐藤市民協働推進員が本日更新したブログでございます。これは、つい先日NPO法人を訪問した訪問記でございます。

それから、「ぼらんていあこがねい」8月1日号の7ページ、「市民協働支援センター準備室コーナー」ということで、毎月1回発行しているんですけども、4月から準備室のコーナーを設けていただきました。たまたま8月1日号には、私のほうで第1回目の本委員会の様子を写真入りでご紹介させていただいております。

それから、「社協のしおり」でございますけれども、これは、8ページをごらんください。「ボランティア活動とふくしの町づくり推進のために」と題しまして、小金井市民協働支援センター準備室の宣伝をさせていただいております。

それから、最後ですけれども、「福祉こがねい」をごらんいただきたいと思っております。「福祉こがねい」の8月1日号の3ページですけれども、見開きの右側のところです。これは、市民協働支援センター準備室の宣伝というか、利用のPRをさせていただきまして、写真は相談室での相談風景でございます。こんな形で相談を受けているということをお知らせしてございます。

以上です。

**【安藤委員長】** ありがとうございます。

いずれにしても、市民活動を推進していきますよということでのPRを含め、させていただいているところでございますので、ありがとうございます。

それでは、時間をオーバーして申しわけございません。最後にその他ということですが、事務局のほう、次回の日程とヒアリングの件があるかと思imasので、その辺のところの方向を含めてご報告をいただきたいと思imas。

**【鈴木課長】** 大変おそくまでお疲れさまでございます。

次回の日程でございますが、本委員会は1月21日になります。午前中です。間近になりましたら、また開催の通知を皆様にお送りさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。

あと、小委員会の皆様には、大変申しわけございませんが、ちょっと日程調整をさせていただきたいので、もう少しお時間をいただきたいと思imas。

**【安藤委員長】** 今回は1月ということで大分飛んでいます。この間、1回目のときにご説明いたしましたように、小委員会でヒアリングをぐんぐんやっています。そういう意味では、小委員会の皆様方には大変ご苦勞をかけるわけですが、一番大変なのは山路先生で、どうまとめるかというのがありますが、ヒアリングのときに、もし差し支えなければ、傍聴という形になりますが、小委員会以外の人でも、参加できるようなお時間であれば参加してみてもどうですかと思imasので、それは改めて事務局のほうからいついつヒアリングを行いますということをご連絡いたしますので、その節は参加できる方は参加できますというメッセージを出していただければと思imasので、よろしくお願いいいたします。

それでは、これで終わりにしたいと思imas。時間をオーバーしたことをおわびしながら終わりにしたいと思imas。どうもありがとうございました。

— 了 —

## 第2回小金井市市民協働のあり方等検討委員会次第

- 1 日 時 平成22年8月11日（水）午後6時30分
- 2 場 所 前原暫定集会施設・B会議室
- 3 次 第
  - (1) 小金井市市民参加条例について  
※ 市の担当課長（企画財政部企画政策課長）に出席要請済み。
  - (2) 小金井市長期総合計画 第4次基本構想・前期基本計画（案）について  
※ 市の担当課長（企画財政部企画政策課長）に出席要請済み。
  - (3) 小金井市第3次行財政改革大綱について  
※ 市の担当課長（企画財政部行政経営担当課長）に出席要請済み。
  - (4) 小金井市協働推進基本指針について
  - (5) 市民協働に関する小金井市実態調査について
  - (6) 平成21年度市民協働推進支援調査報告書について
  - (7) 社会福祉法人小金井市社会福祉協議会小金井ボランティア・市民活動センター運営委員会による（仮称）小金井市市民協働支援センターの機能等についての意見について
  - (8) 平成21年度・平成22年度小金井市市民協働支援センター準備室の活動等について
  - (9) その他
- 4 提出資料
  - (1) 小金井市市民協働のあり方等検討委員会委員名簿
  - (2) 小金井市市民参加条例（平成21年9月1日施行分含む）
  - (3) 小金井市市民参加条例の手引（平成16年3月発行）
  - (4) 平成22年度小金井市市民協働支援センター準備室の活動等（8月11日現在）
  - (5) 平成22年度小金井市市民協働支援センター準備室の主な広報活動関係資料
    - ア 市報こがねい（4月1日号、5月1日号）抜粋
    - イ ブログ（8月11日更新分）
    - ウ ぼらんていあ こがねい（8月1日号）
    - エ 社協のしおり（平成22年度版）

オ 社協だより「福祉こがねい（8月1日号）」

## 小金井市市民協働のあり方等検討委員会委員名簿

	氏名	関係団体等	役職
1	安藤 雄太	学識経験者	委員長
2	川合 彰	特定非営利活動法人関係者	副委員長 小委員会委員
3	白井 亨	公募市民	小委員会委員
4	千葉 恵	公募市民	
5	吉田 孝	公募市民	
6	堀井 廣子	特定非営利活動法人関係者	
7	玉山 京子	特定非営利活動法人以外の 市民活動団体関係者	小委員会委員
8	今井 啓一郎	商工団体関係者	小委員会委員
9	飯野 恭子	町会・自治会関係者	
10	山路 憲夫	社会福祉法人 小金井市社会福祉協議会関係者	小委員会委員長



## 9 協働事業とした理由

当該事業を協働事業とした理由を、次の項目から選んでください。(複数回答可)

- ① より多くの市民の参加・理解が得られやすいため。
- ② 市の単独事業として実施するよりも、協働事業として実施する方が事業内容の充実が図れるため。
- ③ 市だけでは必要なサービスの提供や取り組みができないため。
- ④ 協働相手の発想やノウハウ、専門性を事業に取り入れるため。
- ⑤ 事業目的、趣旨が市の取り組み、目指す方向性と一致したため。
- ⑥ 事業の波及効果、すそ野が広がることを期待したため。
- ⑦ 市民の主体的なかかわりが必要なため。
- ⑧ 事業の効率化を図るため。
- ⑨ 経費の節減を図るため。
- ⑩ 従来から協働事業としているため。
- ⑪ その他 ( )

【回答欄】 ( )

## 10 協働事業の企画・立案へのかかわり方

当該協働事業において、企画・立案へのかかわり方を、次の項目から1つ選んでください。

- ① 協働事業の相手方がその事業を企画・立案する段階からかかわっている。
- ② 市が企画・立案し、協働事業の相手方はその実施段階からかかわっている。
- ③ 市民活動団体からの企画・提案に市が賛同し(又は市民活動団体が実施してきた実績を市が評価し)、協働事業として実施している。
- ④ その他 ( )

【回答欄】 ( )

## 11 事業目的の共有・役割分担等の決め方

協働の相手方とはどのようにして事業の目的を共有したり、役割分担などを決めたりしていますか。次の項目から1つ選んでください。

- ① 話し合いにより双方合意のもと、目的、役割分担等を決定、確認し、その内容を文書で取り交わした。
- ② 話し合いにより双方合意のもと、目的、役割分担等を決定、確認している

平成22年度小金井市市民協働支援センター準備室の活動等（8月11日現在）

平成22年度は、小金井市から新たに小金井市市民協働のあり方等検討委員会の事務局補助業務を受託するとともに、業務の充実を図るため、開設日を増やした。

また、業務の実態に合わせて、平成22年度から「相談員」を「市民協働推進員」に職名変更していただいた。

### 1 準備室の主な業務

準備室には2名の市民協働推進員を配置し、主に次のような業務を行っている。

- (1) 市民活動・市民協働についての相談
- (2) 市民活動・市民協働についての情報の収集・発信
- (3) 市民活動団体等と行政の間や市民活動団体相互間の協働のコーディネート
- (4) 市民協働事業等への参加・協力
- (5) 小金井市市民協働のあり方等検討委員会の事務局補助業務 など

### 2 開設日

- ▽ 月・水・金・土曜日午前9時～午後4時30分（午後0時～1時を除く）
- ▽ 木曜日午前9時～12時  
（祝・休日、年末年始を除く）

### 3 平成22年度準備室の活動等

準備室では、平成22年度は主に次のような活動等を行っている。

#### (1) 相談業務

平成22年度は現在まで合計19件の相談を受けた。内容は次のとおりである。

- ア 地場野菜の普及活動（学校給食への普及など）について 6件
- イ 助成金について 5件
- ウ コミュニティポータルサイト事業について 5件
- エ NPO法人の設立等について 3件

相談を受けた場合、次のように対応している。

- ア 市への要望等は、担当課長等に伝え、善処方を要請している。
- イ 市と協働事業を実施したいとの相談があった場合は、相談者と市の

担当部課長等との話し合いの場を設定している。

ウ 助成金の相談を受けた場合は、できるだけ要望に沿った助成金を紹介し、申請書の書き方も支援している。

なお、平成22年3月、相談者のプライバシーを保護するため、社会福祉協議会の予算により福祉会館2階に専用の相談室（約8平方メートル）を整備した。

(2) 小金井市市民協働のあり方等検討委員会の事務局補助業務

小金井市の委託を受けて、小金井市市民協働のあり方等検討委員会の事務局補助業務を行っている。（小金井市市民協働のあり方等検討委員会設置要綱第12条）

なお、現在までの委員会・小委員会の開催状況は、次のとおりである。

- ア 第1回委員会（7月1日）
- イ 第1回小委員会（7月1日）
- ウ 第2回小委員会（7月23日）
- エ 第2回委員会（8月11日）

(3) 先進市の市民協働支援センター等の視察

先進市の市民協働支援センター等の現状や課題を把握するため、次のとおり視察した。

- ア 相模原市市民協働推進課、相模原市市民活動サポートセンター（5月26日）
- イ 小平市民活動支援センター（6月4日）

なお、6月2日には、狛江市職員（企画財政部政策室協働調整担当）による当準備室の視察を受けた。（狛江市は、平成26年度に狛江駅前センターを開設する予定とのことである）

(4) 市民活動団体等の訪問調査

市民活動団体等の現状や課題、市民協働についての行政への要望、準備室（将来の（仮称）市民協働支援センターを含む）への要望等を把握するため、次のとおり訪問調査を行った。

- ア 特定非営利活動法人ハンディサポート“こがねい”（4月28日）
- イ 特定非営利活動法人遊び・文化NPO小金井こども劇場（6月9日）
- ウ NPO法人東京学芸大こども未来研究所（8月4日）

(5) 市民協働に関する各種会合、行事等に参加・協力

市民協働に関する各種会合、行事等に参加・協力し、準備室をPRするとともに、市民活動団体等の実態の把握等に努めている。

- ア NPO法人連絡会（4月12日・6月21日・8月9日）
- イ 福祉会館まつり（4月17日・4月18日）
- ウ 福祉NPO法人連絡会（5月17日・7月22日）
- エ こがねい市民活動まつり実行委員会（7月9日・7月26日）
- オ 市民参加推進会議（7月30日）
  - ※ 市民参加推進会議は、小金井市市民参加条例により設置されている常設の附属機関である。

(6) 主な広報活動

- ア 市報（4月1日号、5月1日号）に掲載。
- イ ブログに掲載。
  - ブログで準備室の活動をリアルタイムで紹介している。（小金井市ホームページとリンクしている）
  - ※ 週1回～隔週1回程度更新。
- ウ 「ぼらんていあ こがねい」に掲載。
  - 平成22年4月号から毎号に準備室コーナーを設け、活動状況等掲載している。
- エ 「社協のしおり（平成22年度版）」に掲載。
- オ 「福祉こがねい（8月1日号）」に掲載。

(7) 資料収集

先進市の市民協働支援センター等の視察や市民活動団体等の訪問調査等を通じて、関連資料（書籍を含む）を収集している。また、市役所関係課の市民協働に関する資料収集に努めている。

(8) 関係法令、関連資料の読み込み、学習。

相談業務に備えるとともに、市民協働に関する法令や市民協働の現状、問題点等を把握するため、関係法令、関連資料の読み込み、学習をしている。

(9) 平成22年度市民協働支援調査（NPO法人ひ・ろ・こらぼが小金井市から受託）に協力。

(10) 各種研修会等に参加（計10回）